琉球大学学術リポジトリ

北魏孝荘帝代爾朱氏軍閥集団再論（１）　－王都－覇府体制を焦点にして－

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2009-05-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 長部, 悦弘, Osabe, Yoshihiro メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9973

北魏孝荘帝代爾朱氏軍閥集団再論(1)
－王都－覇府体制を焦点にして－

長　部　悦　弘

序
第１章　爾朱氏軍閥集団の各地への派遣状況概観－赴任地・就任官
　第１節　覇府地区
　第２節　山西地域
　第３節　山東地域　（以上本号）
第２章　爾朱氏軍閥集団構成員の京官への任官状況と駐在地
　第１節　京官への任官状況
　第２節　京官就任者の実際の駐在地
第３章　在洛陽京官就任者の役割
第４章　覇府地区在駐の爾朱氏軍閥集団構成員
　第１節　在并州（晋陽）の京官就任者
　第２節　在肆州の京官就任者
　第３節　在僑州（恒・燕・雲・朔・蔚５州）の京官就任者
第５章　爾朱氏軍閥集団構成員の尊皇意識
第６章　覇府地区・京師洛陽・山西地域・山東地域間の連関構造
　第１節　行台設置地
　第２節　王都－覇府体制内に占める各地の比重
第７章　爾朱氏軍閥集団と漢族士人
結語－爾朱氏軍閥集団の王都－覇府体制と漢族士族

序

私は前稿において、爾朱氏軍閥集団が528年４月に河陰の変を起こした後孝荘帝を擁して洛陽に入城してから、530年９月の頭領爾朱栄の死去を経て、532

年４月に韓陵での敗戦後に洛陽から駆逐されるまで、并州の晋陽に覇府を構えて王都洛陽の中央政権を遠隔支配する王都－覇府体制を敷いたと結論づけた[1]。爾朱氏軍閥集団の構成員に関しては、［１］〔第Ⅰ期〕六鎮の乱発生（524年）前、［２］〔第Ⅱ期〕六鎮の乱発生（524年）以後河陰の変勃発（528年）前まで、［３］〔第Ⅲ期〕河陰の変勃発（528年）以後爾朱栄の死（530年）まで、［４］〔第Ⅳ期〕爾朱栄の死（530年）後爾朱兆の死（533年）まで、の４期に分けて分析した。その第Ⅲ期の初期である河陰の変直後に爾朱氏軍閥集団が、本拠地并州に爾朱栄が鎮座し、洛陽に元天穆・爾朱世隆が駐屯するという人員配置を基本的枠組みとして、王都－覇府体制を樹立したことを述べた。かかる人員配置の基本的枠組みは、第Ⅲ期の終わりである爾朱栄の死（530年）まで、維持されたことも併せて指摘した。

前稿で詳しく論じたのは、時期の上においては、厳密には、第Ⅲ期の初期である河陰の変直後を中心に、爾朱氏軍閥集団により樹立された王都－覇府体制下で行われた人員配置であったが、人員配置の基本的枠組みが并州に爾朱栄が鎮座し、洛陽に元天穆・爾朱世隆が駐屯するという王都－覇府体制が、第Ⅲ期の終わりまで存続した。爾朱栄の死後、爾朱兆の死を以て爾朱氏軍閥集団が完全に倒壊するまでの第Ⅳ期中、爾朱氏が洛陽を離れた一時期を除く、大部分の時期も、爾朱氏軍閥集団は王都－覇府体制を敷いて洛陽の政権を支配した。第Ⅲ期の初期である河陰の変より後、第Ⅲ期の終わりである爾朱栄暗殺時を経て、第Ⅳ期の爾朱兆の死を以て爾朱氏軍閥集団が完全に消滅するまで、行われた人員配置に関しては、従来の研究においては十分究明されたとは言い難い[2]。それ故前稿では後日詳論すると述べた。小論では、爾朱氏軍閥集団が敷いた王都－覇府体制の具体的構造を闡明にするために、その初期の人員配置に触れたにしか過ぎない第Ⅲ期全体において、爾朱氏軍閥集団が、北魏の領域内部、即ち王都・覇府・その他の地域において如何なる人事配置を行ったのか、検討することとしたい。

第１章　爾朱氏軍閥集団の各地への派遣状況概観－赴任地・就任官

爾朱氏軍閥集団は孝明帝代に山西地域（太行山脈以西）の河東地方に属する并・肆両州を確保した後、528年４月に入洛し、各地の政府機関に構成員を派遣した。その政府機関とは、州・郡・県などであるが、行台も含む。行台は、「尚書行台」の略称であり、設置箇所は地方にある。形式上中央尚書省の地方出先機関であり[3]、その実際の役割は、設置された地域の都督・刺史・将軍を統轄する地方行政・軍政機関である[4]。したがって、形式上厳密には外官に数えられないが、実質上外官と同様の役割を果していたとみられることから、外官とともにみることとする。

爾朱氏軍閥集団の構成員の任地中、本拠地である并州〔晋陽〕・肆州・汾州、そして３州内に設置された僑州も含めた地区は山西地域の河東地方に位置するが、爾朱氏軍閥集団にとり特別な地区であるが故に、他と区別して『覇府地区』（并州〔晋陽〕・肆州・汾州・雲州・恒州・朔州・燕州・蔚州・顕州）と分類することとする[5]。そうすると、爾朱氏軍閥集団の構成員の任地は、覇府地区、中央の王都洛陽、その他の地方に分けることができよう。従来の研究では、爾朱氏軍閥集団が扼した地方が北魏の全領域内部において如何なる位置を占めるのか、検討してこなかった。政治権力が領域各地を支配する上で、その本拠地と各地を結ぶ交通路線が要となると考えられる。爾朱氏軍閥集団構成員が赴いた地区、即ち覇府地区（并州〔晋陽〕・肆州・汾州・雲州・恒州・朔州・燕州・蔚州・顕州）並びに京師洛陽、以上の両地域を除いた以外の他の地域が北魏の領域内で占める位置を明確にするために、交通路線に着眼したい。山西地域（太行山脈以西）及び山東地域（太行山脈以東）に２分した上で、覇府地区（并州〔晋陽〕・肆州・汾州・雲州・恒州・朔州・燕州・蔚州・顕州）または京師洛陽を起点あるいは終点とする交通路線から、みてみよう。爾朱氏軍閥集団が抑えた各地への交通路線は、次の通りである。

山西地域（太行山脈以西）では并州（晋陽）－洛陽路（太行山脈西麓南方東線）（南方とは并州〔晋陽〕を起点とした方向）、并州（晋陽）－雍州路（太行山脈西麓南方西線）、洛陽－雍州－原州－涼州路、洛陽－雍州－鄯州路、洛陽－

雍州－東益州路である。山東地域（太行山脈以東）では幽州－洛陽路（太行山脈東麓線）、洛陽－徐州・東徐州路、洛陽－南兗州路、洛陽－広州路である[6]。

爾朱氏軍閥集団構成員が赴いた、覇府地区と京師洛陽を除いたその他の地域を、上記の交通路線に依って確認すると、以下の如くなる。

山西地域は、河東地方と関隴地方に分けられる。河東地方は、并州（晋陽）－洛陽路（太行山脈西麓南方東線）沿線地方の建州と并州（晋陽）－雍州路（太行山脈西麓南方西線）沿線地方の汾州・晋州・華州である。関隴地方は、洛陽－雍州－原州－涼州路沿線地方の東雍州・雍州・岐州・涇州・豳州・原州・涼州、洛陽－雍州－鄯州路沿線地方の鄯州、洛陽－雍州－東益州路沿線地方の東益州である。

山東地域は、河北地方・淮北地方・河南地方に分けられる。河北地方は、幽州－洛陽路（太行山脈東麓線）沿線地方の幽州・定州・殷州・相州・司州である。淮北地方は洛陽－徐州－東徐州路沿線地方の徐州・東徐州であり、洛陽－南兗州路沿線地方の南兗州である。河南地方は洛陽－広州路沿線地方の広州である。

爾朱氏軍閥集団の建てた王都－覇府体制の特徴は、本拠地である覇府地区から、中央の洛陽並びにその他の地域を支配した点にこそあろう。その体制の骨格は、構成員の起用方法・任官状況及び実際の政権運営方法に表れているものと思われる。議論を先取りして言うと、京官に就任した者は通例京師洛陽に駐在して政権を運営するはずであるが、爾朱氏軍閥集団の建てた王都－覇府体制下においては必ずしも洛陽に駐在して政権を運営したわけではない。京官就任者と駐在地との間には、乖離が認められる。かかる点を念頭において、孝荘帝代全体に亘る、上記の交通路線からみた爾朱氏軍閥集団構成員の任官状況を踏まえながら、覇府地区、中央の洛陽、その他の地方に分けて、爾朱氏軍閥集団構成員の、京官への任官状況と実際の任地、外官への任官状況を具体的に検討することとする。行論の都合上、先ずは外官への任官状況を一瞥し、次に章を替えて京官への任官状況と実際の駐在地を踏み込んで考察してみよう。

第１節　覇府地区

覇府地区では、并州・肆州・汾州・燕州・朔州・蔚州（并州僑置）・恒州に

爾朱氏軍閥集団構成員が配置されたことが認められる。（孝荘帝代在覇府地区爾朱氏軍閥集団構成員就任官職一覧表〔第Ⅰ表〕・孝荘帝代在覇府地区爾朱氏軍閥集団構成員官職就任者一覧表〔第Ⅱ表〕参照）以下、并州・肆州・汾州・燕州・朔州・蔚州・恒州毎に分けて爾朱氏軍閥集団構成員が就任した官をみよう。

【1】并州

并州内部において爾朱氏軍閥集団構成員が任官した者が認められる地は、太原郡・襄垣郡・上党郡・楽平郡の4郡である。太原郡で就任した官は、文官の北道大行台、北道行台、并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾九州行台、并州刺史、太原郡太守、北道大行台の属僚である北道大行台尚書左丞・北道大行台吏部郎、都督府長史、武官の大都督（前軍大都督・大都督）、都督（親身都督・前軍都督・前鋒都督・都督）、子都督、都将、別将、統軍（揚武軍帳内統軍・統軍）である。この他、鎮人酋長（第三鎮人酋長）、領民酋長（第一領民酋長・西部第一領民酋長）に就いた者が認められる。以上の官の就任者は、并州州城（太原郡郡城・晋陽県県城）に駐屯していたと思われる。

襄垣郡では襄垣郡太守、上党郡では上党郡太守、楽平郡では東面大都督に就いた。各々襄垣郡郡城（襄垣県県城）・上党郡郡城（壺関県県城）・楽平郡郡城（楽平県県城）に駐屯したと考えられる。

【2】肆州

肆州では、肆州刺史・肆州主簿が爾朱氏軍閥集団構成員が就任した官として認められる。就任者は、肆州州城（九原城）に駐在した[7]。肆州内部の秀容郡では、酋長（北秀容第一酋長）・大都督（秀容郡大都督）・領民酋長（第一領民酋長）が就任した官職として認められる。就任者は、酋長が肆州州城（九原城）に駐在した以外は、秀容郡郡城（秀容県県城）に駐屯したと考えられる。

【3】汾州

汾州では汾州刺史、その属官汾州録事参軍に爾朱氏軍閥集団構成員が就任した。汾州刺史・汾州録事参軍は第3汾州州城（第2西河郡郡城・新隰城県県城）に駐在した[8]。

【4】燕州・朔州・蔚州・恒州

燕州・朔州・蔚州・恒州では、各々燕州刺史・朔州刺史・蔚州刺史・恒州刺

史に爾朱氏軍閥集団構成員が任官した。燕州刺史・朔州刺史・恒州刺史は覇府地区内の并州・肆州・汾州内の某城に駐在し[9]、蔚州刺史は太原郡鄔県県城に駐在した。

第２節　山西地域

山西地域で爾朱氏軍閥集団構成員の任官者が認められる地方は、覇府地区以外に、上述した如く、河東地方と関隴地方とに分けられる。（孝荘帝代山西地域爾朱氏軍閥集団構成員就任官職一覧表〔第Ⅲ表〕・孝荘帝代山西地域爾朱氏軍閥集団構成員官職就任者一覧表〔第Ⅳ表〕参照）

(A)　河東地方

覇府地区は河東地方に属するが、河東地方で爾朱氏軍閥集団構成員の任官者が認められる覇府地区以外の州は、并州（晋陽）－洛陽路（太行山脈西麓南方東線）上の建州、并州（晋陽）－雍州路（太行山脈西麓南方西線）上の晋州である。建州・晋州の２州で爾朱氏軍閥集団構成員が就任したことが認められる官は、各々以下の如くなる。建州は建州刺史・建興太守、晋州は晋州行台・晋州刺史・晋州長史・晋州治中・都督（晋州鎮城都督・晋州都督）・平陽郡太守である。

駐屯地は、建州刺史・建興太守は建興郡郡城（高都県県城）、晋州行台・晋州刺史・晋州長史・晋州治中・都督（晋州鎮城都督・晋州都督）は晋州州城（白馬城）、平陽郡太守は平陽郡郡城（平陽県県城）である。

(B)　関隴地方

関隴地方で爾朱氏軍閥集団構成員の任官者が認められる州は、并州（晋陽）－雍州路（太行山脈西麓南方西線）、洛陽－雍州－原州－涼州路、洛陽－雍州－鄯州路、洛陽－雍州－東益州路の４路線に位置する。爾朱氏軍閥集団構成員が赴任した州は、并州（晋陽）－雍州路（太行山脈西麓南方西線）では華州・雍州であり、洛陽－雍州－原州－涼州路では、雍州・涇州・豳州・原州・涼州であり、洛陽－雍州－鄯州路では、雍州に加えて、岐州・鄯州であり、洛陽－雍州－東益州路では、洛陽・雍州・岐州に加えて、東益州である。要するに、華州・雍州・涇州・原州・涼州・岐州・鄯州・東益州の８州に爾朱氏軍閥集団構成員が派遣された。

以上の８州で爾朱氏軍閥集団構成員が就任した官は、東から西へ、州毎にみると、次のようになる。華州は華州刺史、雍州は雍州刺史・雍州長史・雍州外兵参軍・大都督（左廂大都督・右廂大都督）・統軍・都督（西道都督・都督）・別将・子都督・都将・幢主、岐州は平秦郡守、涇州は涇州刺史、豳州は豳州刺史、東益州は東益州刺史・領民酋長（第一領民酋長）、原州は原州刺史・原州主簿・長城郡守、涼州は涼州刺史、鄯州は鄯州刺史である。

駐屯地は、華州刺史は華州州城（華山郡郡城・華陰県県城）、雍州刺史・雍州長史・雍州外兵参軍・大都督（左廂大都督・右廂大都督）・統軍・都督（西道都督・都督）・別将・子都督・都将・幢主は雍州州城（京兆郡郡城・長安県県城）、平秦郡太守は平秦郡郡城（雍県県城）、涇州刺史は涇州州城（安定郡臨涇県県城）、東益州刺史・領民酋長（第一領民酋太長）は東益州州城（武興郡郡城・武興県県城）、原州刺史・原州主簿は原州州城（高平郡郡城・高平県県城）、長城郡太守は長城郡郡城（黄石県県城）、涼州刺史は涼州州城（武威郡郡城・襄城県県城）、鄯州刺史は鄯州州城（西都県県城）である。

第３節　山東地域

山東地域は、河北地方・淮北地方・河南地方に３分できる。（孝荘帝代山東地域爾朱氏軍閥集団構成員就任官職一覧表〔第Ⅴ表〕・孝荘帝代山東地域爾朱氏軍閥集団構成員官職就任者一覧表〔第Ⅵ表〕）

(A)　河北地方

河北地方で爾朱氏軍閥集団構成員の任官者が認められる州は、幽州－洛陽路（太行山脈東麓線）上の幽州・定州・殷州・相州・司州である。以上５州で爾朱氏軍閥集団構成員が就任した官は、幽州は平州刺史・平州大都督[10]、定州は定州大行台・定州刺史・定州大都督、殷州は殷州刺史、相州は相州行台・相州刺史・相州都督・驍騎将軍、司州は汲郡太守である。

駐屯地は、平州刺史・平川大都督は范陽郡郡城（涿県県城）、定州大行台・定州刺史・定州大都督が定州州城（中山郡郡城・盧奴県県城）、殷州刺史は殷州州城（南趙郡郡城・広阿県県城）、相州行台・相州刺史・相州都督は相州州城（魏郡郡城・鄴県県城）、驍騎将軍は（魏郡）釜口、汲郡太守は汲郡郡城（枋頭城）である。

(B) 淮北地方

淮北地方で爾朱氏軍閥集団構成員の任官者が認められる州は、洛陽－徐州・東徐州路上の徐州・東徐州、洛陽－南兗州路上の南兗州である。就任した官は、徐州は三徐州大行台・徐州刺史、東徐州は東徐州行台・東徐州刺史、南兗州は南兗州刺史である。

駐屯地は、三徐州大行台・徐州刺史は徐州州城（彭城郡郡城・彭城県県城）、東徐州行台・東徐州刺史は東徐州州城（下邳郡郡城・下邳県県城）、南兗州刺史は南兗州州城（譙城）である。

(C) 河南地方

河南地方で爾朱氏軍閥集団構成員の任官者が認められる州は、洛陽－広州路上の広州である。就任した官は、広州刺史である。

広州刺史の駐屯地は、広州州城（魯陽郡郡城・北山県県城）である。

以上みた爾朱氏軍閥集団構成員が孝荘帝代に赴任した機関中、行台に改めて注目したい。同集団構成員が赴任した行台を拾うと、以下の如くなる。先ず山西地域と山東地域に分けてみよう。山西地域では、河東地方・関隴地方の中、関隴地方には行台は孝荘帝代には設置されていない。河東地方では、爾朱氏軍閥集団構成員が孝荘帝代に赴任した行台は、覇府地区内に設置された北道大行台、北道行台、并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾九州行台、覇府地区外に設置された晋州行台である。山東地域では、河北地方に設置された定州大行台、相州行台、淮北地方に設置された三徐州大行台、東徐州行台である。

行台の機能は、設置された当該地方の都督・刺史・将軍を統轄することであった点から、当該地方における最高の行政・軍政に亘る統治機関であったと言ってよいであろう[11]。爾朱氏軍閥集団が各地を治める上で、行台と言う機関の長官である行台への就任者は通常の牧民官である州刺史、武官職の都督・将軍を上回る、当該地方の行政・軍政を統轄する重責を担ったのである。このことは、爾朱氏軍閥集団構成員が行台の長官行台に赴任した地方は行台の設置されていない地方に比べて爾朱氏軍閥集団の支配下により強力に置かれたことを示唆しているように思われる。

次に章を替えて、京官への就任者を検討してみよう。（未完）

孝荘帝代在覇府地区爾朱氏軍閥集団構成員就任官職一覧表（第Ⅰ表）

地　域	就任者駐屯地	機　構	就　任　官	属　僚
并州	（太原郡） 晋陽県県城	大行台 （北道大行台）	北道大行台	北道大行台尚書左丞・北道大行台吏部郎
并州	（太原郡） 晋陽県県城	行台 （北道行台）	北道行台	
并州	（太原郡） 晋陽県県城	行台 （并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾九州行台）	并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾九州行台	
并州	（太原郡） 晋陽県県城	并州	并州刺史	
并州	（太原郡） 晋陽県県城	大都督府 （前軍大都督・大都督）	大都督（前軍大都督・大都督）	
并州	（太原郡） 晋陽県県城	都督府 （親身都督・前軍都督・前鋒都督・都督）	都督（親身都督・前軍都督・前鋒都督・都督）	都督府長史（親身都督府長史）・都将・別将・統軍
并州	（太原郡） 晋陽県県城	揚武軍	統軍（揚武軍帳内統軍）	
并州	（太原郡） 晋陽県県城		鎮人酋長（第三鎮人酋長）	
并州	（太原郡） 晋陽県県城		領民酋長（第一領民酋長・西部第一領民酋長）	
并州	（太原郡） 晋陽県県城	太原郡	太原郡太守	
并州	（襄垣郡） 襄垣県県城	襄垣郡	襄垣郡太守	
并州	（上党郡） 壺関県県城	上党郡	上党郡太守	

并州	(楽平郡) 楽平県県城	大都督府 (東面大都督府)	東面大都督	
肆州	(所属郡不明) 九原城	肆州	肆州刺史	肆州主簿
肆州	(所属郡不明) 九原城		酋長 (北秀容第一酋長)	
肆州	(秀容郡) 秀容県県城	大都督府	大都督 (秀容郡大都督)	
肆州	(秀容郡) 秀容県県城		領民酋長 (第一領民酋長)	
汾州	(西河郡) 新隰城県県城	汾州	汾州刺史	汾州録事参軍
某州	某城	燕州 (僑州)	燕州刺史	
某州	某城	朔州 (僑州)	朔州刺史	
并州	(太原郡) 鄔県県城	蔚州 (僑州)	蔚州刺史	
某州	某城	恒州 (僑州)	恒州刺史	

孝荘帝代在覇府地区爾朱氏軍閥集団構成員官職就任者一覧表 (第Ⅱ表)

地域	就任者駐屯地	機　構	就任官	就任者	在任期間	備考
并州	(太原郡) 晋陽県県城	大行台 (北道大行台)	北道大行台	爾朱栄	528年5月～ 530年9月	侍中・領軍将軍・領左右・柱国大将軍・録尚書事・大丞相・天柱大将軍・太師を兼任
并州	(太原郡) 晋陽県県城	大行台 (北道大行台)	北道大行台 尚書左丞	竇瑗	528年5月～ 531年2月	員外散騎常侍・通直散騎常侍を兼任
并州	(太原郡) 晋陽県県城	大行台 (北道大行台)	北道大行台 尚書吏部郎	王綽	528年5月～ 530年10月以前	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	大行台 (北道大行台)	北道大行台 尚書郎中	司馬子如	528年4月～ 529年5月	

并州	(太原郡) 晋陽県県城	大行台 (北道大行台)	北道大行台 尚書郎中	李顕和	530年8月以前～？	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	行台 (北道行台)	北道行台	穆建	528年4月以前～530年10月以前	尚書・散騎常侍・行并州事を兼任
并州	(太原郡) 晋陽県県城	行台 (并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾九州行台)	并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾九州行台	爾朱天光	529年5月～529年7月	左衛将軍・行并州事を兼任
并州	(太原郡) 晋陽県県城	并州	并州刺史 (世襲刺史)	元天穆	528年11月～530年9月	録尚書事・大将軍を兼任。のち太宰を加官。
并州	(太原郡) 晋陽県県城	并州	并州刺史 (行并州事)	穆建	528年4月以前～530年10月以前	北道行台・散騎常侍・尚書を兼任
并州	(太原郡) 晋陽県県城	并州	并州刺史 (行并州事)	爾朱天光	529年5月～529年7月	左衛将軍、并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾九州行台を兼任
并州	(太原郡) 晋陽県県城	大都督府 (前軍大都督府)	大都督 (前軍大都督)	侯莫陳悦	528年4月以前～530年2月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	大都督府	大都督	賀拔勝	529年5月～529年7月以前	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督 (親身都督)	高歓	525年8月・528年2月の間～529年4月・530年9月の間	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督府長史 (親身都督府長史)	孫騰	528年4月・529年3月の間～529年4月・530年9月の間	親身都督高歓の属官
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府 (前軍都督府)	都督 (前軍都督)	賀拔岳	528年6月～528年12月以前	

并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府 (前鋒都督府)	都督 (前鋒都督)	高市貴		
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督	賀拔岳	525年6月以後～528年9月以後	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督	斛律金	526年7月以後～529年9月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督	厙狄廻洛	528年4月～531年10月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督	張瓊	528年8月～529年7月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督	步大汗薩	528年9月～530年12月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督	郭羅察	530年8月～?	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都督	叱列延慶	528年10月～529年正月・12月の間	西部第一領民酋長を兼任。
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	都将	梁椿	528年9月～530年4月	530年2月に賀拔岳に従って入関し万俟醜奴・蕭宝夤らを討平。都将のまま入関したとみられる。雍州の欄にも記入。
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	別将	厙狄廻洛	?～528年4月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	別将	趙貴	528年9月～529年7月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	別将	独孤信	528年9月～529年正月	

并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	統軍	爾朱度律	528年4月以前～530年9月以前	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	統軍	張保洛	528年8月～530年12月以前	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	統軍	梁椿	528年4月以前～528年9月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	都督府	統軍	宇文泰	529年2月～529年5月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城	揚武軍	統軍(〔爾朱栄〕揚武軍帳内統軍)	歩大汗薩	528年4月～528年9月	
并州	(太原郡) 晋陽県県城		鎮人酋長(第三鎮人酋長)	高歓	529年4月以後～530年9月以前	
并州	(太原郡) 晋陽県県城		領民酋長(第一領民酋長)	斛律平	526年7月以後～531年6月	斛律平は父斛律大那瓌の後を継いで第一領民酋長となる。第一領民酋長は勅勒の統率者である。
并州	(太原郡) 晋陽県県城		西部第一領民酋長	叱列延慶	528年10月～529年正月・12月の間	都督を兼任
并州	(太原郡) 晋陽県県城	太原郡	太原郡太守	王椿	526年5月以後～528年4月以後	
并州	(襄垣郡) 襄垣県県城	襄垣郡	襄垣郡太守	宋顕	528年9月以後～529年7月以前	
并州	(上党郡) 壺関県県城	上党郡	上党郡太守	斛斯椿	528年9月～529年7月	
并州	(楽平郡) 楽平県県城	大都督府 (東面大都督府)	東面大都督	元禹	528年4月以後～530年9月以前	
肆州	(所属郡不明) 九原城	肆州	肆州刺史	爾朱天光	528年4月～528年6月以前	北秀容第一酋長・侍中を兼任

肆州	(所属郡不明) 九原城	肆州	肆州刺史	元肅	528年4月以後 ～530年10月	衛将軍を兼任
肆州	(所属郡不明) 九原城	肆州	肆州主簿	趙善	528年4月～ 528年6月以前	肆州刺史爾朱天光の属官
肆州	(所属郡不明) 九原城		酋長 (北秀容第一酋長)	爾朱天光	528年4月～ 528年6月以前	肆州刺史を兼任
肆州	(秀容郡) 秀容県県城	大都督府 (秀容郡大都督府)	大都督 (秀容郡大都督)	高市貴	528年4月～ 528年8月以前	衛将軍・第一領民酋長を兼任
肆州	(秀容郡) 秀容県県城		領民酋長 (第一領民酋長)	高市貴	528年4月～ 528年8月以前	衛将軍・秀容郡大都督を兼任
汾州	(西河郡) 新隰城県県城(第3汾州州城・第2西河郡郡城)	汾州	汾州刺史	高市貴	528年8月～ 530年12月以前	
汾州	(西河郡) 新隰城県県城(第3汾州州城・第2西河郡郡城)	汾州	汾州刺史	爾朱兆	529年7月・ 530年9月の間～530年10月	
汾州	(西河郡) 新隰城県県城(第3汾州州城・第2西河郡郡城)	汾州	汾州録事参軍	叱羅協	529年7月～ 530年10月	汾州刺史爾朱兆の属官
某州	某城	燕州(僑州)	燕州刺史	侯淵	528年8月～ 529年9月	
某州	某城	朔州(僑州)	朔州刺史	爾朱度律	528年4月以後～530年9月以前	
并州	(太原郡) 鄔県県城	蔚州(僑州)	蔚州刺史	賀拔允	528年4月以後 ～531年10月	
某州	某城	恒州(僑州)	恒州刺史	叱列延慶	529年正月・ 12月の間～ 531年2月	

孝荘帝代山西地域爾朱氏軍閥集団構成員就任官職一覧表（第Ⅲ表）

地　域	就任者駐屯地	機　構	就　任　官	属　僚
〔河東地方〕				
建州	(建興郡) 高都県県城	建州	建州刺史	
建州	(建興郡) 高都県県城	建興郡	建興郡太守	
晋州	(晋陽郡) 白馬城	行台 (晋州行台)	晋州行台	
晋州	(晋陽郡) 白馬城	晋州	晋州刺史	晋州長史・晋州治中
晋州	(晋陽郡) 白馬城	都督府（晋州鎮城都督府・晋州都督府)	都督 (晋州鎮城都督・晋州都督)	
晋州	(晋陽郡) 白馬城	平陽郡	平陽郡太守	
〔関隴地方〕				
華州	(華山郡) 華陰県県城	華州	華州刺史	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	雍州刺史	雍州長史・雍州外兵参軍
雍州	(京兆郡) 長安県県城	大都督府 (左廂大都督府・右廂大都督府)	大都督 (左廂大都督・右廂大都督)	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	統軍	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督 (西道都督・都督)	子都督・都将・別将・統軍・幢主
岐州	(平秦郡) 雍県県城	平秦郡	平秦郡太守	
涇州	(安定郡) 臨涇県県城	涇州	涇州刺史	
涇州	(安定郡) 臨涇県県城	都督府	子都督	

東益州	(武興郡) 武興県県城	東益州	東益州刺史	
東益州	(武興郡) 武興県県城	東益州	領民酋長（第一領民酋長）	
原州	(高平郡) 高平県県城	原州	原州刺史・原州主簿	
原州	(長城郡) 黄石県県城	長城郡	長城郡太守	
涼州	(武安郡) 襄城県県城	涼州	涼州刺史	
鄯州	(某郡) 西都県県城	鄯州	鄯州刺史	

孝荘帝代山西地域爾朱氏軍閥集団構成員官職就任者一覧表（第Ⅳ表）

地　域	就任者駐屯地	機　構	就任官	就任者	在任期間	備　考
〔河東地方〕						
建州	(建興郡) 高都県県城	建州	建州刺史	爾朱仲遠	528年４月以後～530年９月以前	散騎常侍を兼任。のち侍中を兼任。
建州	(建興郡) 高都県県城	建州	建州刺史	斛斯椿	529年７月～530年９月以前	
建州	(建興郡) 高都県県城	建興郡	建興郡太守	爾朱兆	528年４月～528年６月以前	
建州	(建興郡) 高都県県城	建興郡	建興郡太守	爾朱仲遠	528年４月以後～530年９月以前	のち散騎常侍を兼任
晋州	(所属郡不明) 白馬城	行台 (晋州行台)	晋州行台	樊子鵠	528年４月・529年５月の間～529年５月以後	

晋州	(所属郡不明)白馬城	晋州	晋州刺史	樊子鵠	528年4月・529年5月の間～529年5月以後	
晋州	(所属郡不明)白馬城	晋州	晋州刺史	高歓	529年4月・530年9月の間～531年4月	
晋州	(所属郡不明)白馬城	晋州	晋州刺史	高市貴	528年8月・530年12月の間～535年10月	任官年代は元曄代の可能性もある。
晋州	(所属郡不明)白馬城	晋州	晋州長史	孫騰	529年4月・530年9月の間～531年6月	晋州刺史高歓の属官
晋州	(所属郡不明)白馬城	晋州	晋州治中	高隆之	529年4月・530年9月の間～531年6月	晋州刺史高歓の属官。平陽郡太守を兼任した可能性がある。
晋州	(所属郡不明)白馬城	都督府(晋州鎮城都督府)	都督(晋州鎮城都督)	竇泰	529年4月・530年9月の間～533年3月以前	晋州刺史高歓の属官
晋州	(所属郡不明)白馬城	都督府(晋州鎮城都督府)	都督(晋州鎮城都督)	潘楽	529年4月・530年9月の間～531年10月以後	晋州刺史高歓の属官
晋州	(所属郡不明)白馬城	晋州	都督(晋州鎮城都督)	韓軌	529年4月・530年9月の間～533年正月・545年12月の間	晋州刺史高歓の属官
晋州	(所属郡不明)白馬城	都督府	都督	張保洛	528年8月・530年12月の間～531年6月	晋州刺史高歓の属官

晋州	(平陽郡) 平陽県県城	平陽郡	平陽郡太守	高隆之	529年4月・530年9月の間～531年6月	晋州治中を兼任した可能性がある。
〔関隴地方〕						
華州	(華山郡) 華陰県県城	華州	華州刺史	王椿	528年4月・530年9月の間～530年10月以前	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	雍州刺史	爾朱天光	530年2月～531年9月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	雍州長史	趙善	530年4月～531年2月・4月の間	雍州刺史爾朱天光の属官
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	雍州主簿	趙善	530年正月～530年4月	雍州刺史爾朱天光の属官
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	雍州外兵参軍	梁昕	530年正月～533年7月以前	雍州刺史爾朱天光の属官
雍州	(京兆郡) 長安県県城	大都督府(左廂大都督府)	大都督(左廂大都督)	賀拔岳	530年2月～530年7月	西道都督を兼任
雍州	(京兆郡) 長安県県城	大都督府(右廂大都督府)	大都督(右廂大都督)	侯莫陳悦	530年2月～530年7月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	統軍	高琳	529年7月～535年正月・12月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	統軍	厙狄昌	530年4月～537年正月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府(西道都督府)	都督(西道都督)	賀拔岳	530年正月～530年7月	左廂大都督を兼任

雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督	寇洛	530年4月～ 532年4月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督	豆盧寧	530年2月・ 4月の間～ 535年正月・ 12月の間	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督	若干恵	530年7月～ 534年8月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督	趙善	530年正月～ 531年2月・ 10月の間	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督	田弘	530年正月 以後～537 年12月以前	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督	趙貴	530年4月～ 534年4月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督	侯莫陳崇	530年4月～ 535年正月・ 12月の間	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	都督	長孫邪利	530年2月？ ～530年6月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	別将	寇洛	530年2月～ 530年4月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	別将	豆盧寧	530年2月 ～530年4 月以前	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	別将	李弼	528年10月・ 12月の間～ 530年12月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	別将	若干恵	530年2月～ 530年7月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	子都督	梁椿	530年4月～ 532年正月・ 4月の間	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	子都督	韓果	530年7月～ 534年4月	

雍州	(京兆郡) 長安県県城	都督府	子都督	梁台	530年7月～ 531年2月・ 12月の間	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	都将	梁椿	528年9月～ 530年4月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	都将	梁禦	530年2月～ 530年4月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	幢主	厙狄昌	530年2月 以前～530 年4月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	(爾朱天 光の左右)	梁禦	530年2月～ 530年4月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	(賀拔岳 の帳内)	韓果	530年2月～ 530年7月	
雍州	(京兆郡) 長安県県城	雍州	(賀拔岳 の帳内)	耿豪	530年2月～ 534年4月	
岐州	(平秦郡) 雍県県城	平秦郡	平秦郡守	王盟	530年4月～ 534年4月	
涇州	(安定郡) 臨涇県県城	涇州	涇州刺史	賀拔岳	530年7月～ 530年12月	
東益州	(武興郡) 武興県県城	東益州	東益州刺 史	梁禦	530年4月～ 534年4月	領民酋長(第一領民酋長)を兼任。
東益州	(武興郡) 武興県県城	東益州	領民酋長 (第一領 民酋長)	梁禦	530年4月～ 534年4月	東益州刺史を兼任。
原州	(高平郡) 高平県県城	原州	原州刺史	長孫邪利	530年6月～ 530年6月	
原州	(高平郡) 高平県県城	原州	行原州事	宇文泰	530年7月～ 532年閏月	
原州	(高平郡) 高平県県城	原州	原州主簿	李賢	530年6月 ～532年3 月以前	
原州	(長城郡) 黄石県県城	長城郡	長城郡守	李遠	524年6月 以後～530 年2月・5 32年閏月 の間	

涼州	(武威郡) 襄城県県城	涼州	涼州刺史	劉貴	530年２月以後～530年12月以前	
鄯州	(某郡) 西都県県城	鄯州	鄯州刺史	侯莫陳悦	530年７月～530年10月	

孝荘帝代山東地域爾朱氏軍閥集団構成員就任官職一覧表　(第Ｖ表)

地　域	就任者駐屯地	機　構	就　任　官	属　僚
〔河北地方〕				
幽州	(范陽郡) 涿県県城	平州	平州刺史	
幽州	(范陽郡) 涿県県城	大都督府 (平州大都督府)	平州大都督	
定州	(中山郡) 盧奴県県城	定州大行台	定州大行台	
定州	(中山郡) 盧奴県県城	定州	定州刺史	
定州	(中山郡) 盧奴県県城	大都督府 (定州大都督)	定州大都督	
殷州	(南趙郡) 広阿県県城	殷州	殷州刺史	
相州	(魏郡) 鄴県県城	相州行台	相州行台	
相州	(魏郡) 鄴県県城	相州	相州刺史	
相州	(魏郡) 鄴県県城	都督府 (相州都督府)	相州都督	
相州	(魏郡) 釜口	近衛軍	驍騎将軍	
司州	(汲郡) 枋頭城	汲郡	汲郡太守	
〔淮北地方〕				
徐州	(彭城郡) 彭城県県城	三徐州大行台(徐州・北徐州・東徐州)	三徐州大行台	

徐州	(彭城郡) 彭城県県城	徐州	徐州刺史	
東徐州	(下邳城) 下邳県県城	東徐州行台	東徐州行台	
東徐州	(下邳城) 下邳県県城	東徐州	東徐州刺史	
南兗州	(陳留郡) 譙城	南兗州	南兗州刺史	
〔河南地方〕				
司州	(滎陽郡) 虎牢関 (成皐城)	都督府 (前軍都督府)	前軍都督	
広州	(魯陽郡) 北山県県城	広州	広州刺史	
〔不明〕				
義州	義州州城	義州	義州刺史	

孝荘帝代山東地域爾朱氏軍閥集団構成員官職就任者一覧表 (第VI表)

地 域	就任者駐屯地	機 構	就任官	就任者	在任期間	備考
〔河北地方〕						
幽州	(范陽郡) 涿県県城	平州	平州刺史	侯淵	529年9月 ～530年10月・531年2月の間	大都督を兼任
幽州	(范陽郡) 涿県県城	大都督府 (平州大都督府)	平州大都督	侯淵	529年9月 ～530年10月・531年2月の間	平州刺史を兼任
定州	(中山郡) 盧奴県県城	大行台 (定州大行台)	定州大行台	侯景	528年10月 ～536年9月以前	
定州	(中山郡) 盧奴県県城	定州	定州刺史	侯景	528年10月 ～536年9月以前	
定州	(中山郡) 盧奴県県城	定州	定州刺史	侯淵	530年10月・531年2月の間～532年12月	

定州	(中山郡) 盧奴県県城	大都督府 (定州大都督府)	定州大都督	賀拔勝	528年12月～529年5月	
殷州	(南趙郡) 広阿県県城	殷州	殷州刺史	王椿	528年4月以後～530年10月	
殷州	(南趙郡) 広阿県県城	殷州	殷州刺史	樊子鵠	530年2月以後～530年9月・12月の間	
相州	(魏郡) 鄴県県城	行台 (相州行台)	相州行台	爾朱世隆	529年5月～529年7月	
相州	(魏郡) 鄴県県城	相州	相州刺史	爾朱世隆	529年5月～529年7月	
相州	(魏郡) 鄴県県城	相州	相州刺史	司馬子如	529年5月～529年7月	
相州	(魏郡) 鄴県県城	都督府 (相州都督府)	相州都督	爾朱世隆	529年5月～529年7月	
相州	(魏郡) 滏口		驍騎将軍	独孤信	529年正月・7月の間～530年12月以前	滏口に駐屯
司州	(汲郡) 枋頭城	汲郡	汲郡太守	賈顕度	528年4月以後～528年10月	
司州	(汲郡) 枋頭城	汲郡	汲郡太守	張瓊	529年7月～533年正月以前	のち東道慰労大使を兼任
〔淮北地方〕						
徐州	(彭城郡) 彭城県県城	三徐州大行台	三徐州大行台	爾朱仲遠	528年4月以後～531年2月	徐州刺史を兼任
徐州	(彭城郡) 彭城県県城	徐州	徐州刺史	爾朱仲遠	528年4月以後～531年2月	三徐州大行台を兼任

徐州	(彭城郡) 彭城県県城	徐州	徐州刺史	斛斯椿	529年7月以後～530年9月以前	
東徐州	(下邳郡) 下邳県県城	東徐州行台	東徐州行台	樊子鵠	530年正月～530年2月	
東徐州	(下邳郡) 下邳県県城	東徐州	東徐州刺史	斛斯椿	529年7月以後～530年9月	
南兗州	(所属郡不明) 譙城	南兗州	南兗州刺史	賈顕度	529年7月以後～529年9月	
〔河南地方〕						
司州	(滎陽郡) 虎牢関 (成皐城)	都督府 (前軍都督府)	前軍都督	爾朱世隆	529年5月～529年5月	
広州	(魯陽郡) 北山県県城	広州	広州刺史	元肅	528年4月以後～530年10月以前	
広州	(魯陽郡) 北山県県城	広州	広州刺史	賈顕度	529年7月～529年9月以前	
〔不明〕						
義州	義州州城	義州	義州刺史	侯植	530年2月以後～535年12月以前	

注

(1) 拙稿「爾朱氏軍閥集団考」(中国魏晋南北朝史学会・武漢大学三至九世紀研究所編『魏晋南北朝史国際学術研討会暨中国魏晋南北朝史学会論文集』中国武漢大学　2007年)

(2) ①洪濤「爾朱栄述論」(『中央民族大学学報（社会科学版)』1998－２)

②小島典子「北魏末期の爾朱栄」(『史窓』58　2001年)。

③朱大渭「代北豪強酋帥崛起述論」(『文史』31　1988年、のち『六　朝史論』中華書局　1998年所収)

④毛漢光「北魏東魏北斉之核心集団与核心区」(『中央研究院歴史語言研究所』57－２　1986年)

以上の４研究中、④毛漢光氏研究はとくに爾朱栄の集団のみを専論していないが、その10節から成る論考において、第７節六鎮動乱時期之爾朱氏集団というように、爾朱氏軍閥集団について１節を割いて論じている。その集団の頭領たる爾朱栄が北魏が洛陽に遷都した後、旧来王都平城を取り巻く雲・代・并州から成る政治と軍事の中核地域（原語は『核心区』）が政治の中核区であることを止めた後もなお軍事の中核区域の指導者となった旨が述べられている。そして、その構成員の出身地が軍事の中核区域であることを論証している。毛漢光氏の論は、基本的に賛成であるが、ただ如何なる体制が立てられ、その内実が如何なるものであったのか、人材配置の観点から十分論じてはいない。

(3) ①厳耕望『中国地方行政制度史上編一巻中：魏晋南北朝地方行政制度』801頁1963年中央研究院歴史語言研究所

②牟発松「北朝行台地方官化考略」(『文史』33　1990年)

(4) 祝総斌「関於北魏行台的両箇問題」(『周一良先生八十生日紀念論文集』中国社会科学出版社　1993年、のち『材不材齋文集－祝総斌学術研究論文集』(下)〔中国古代政治制度研究〕三秦出版社　2006年)

(5) 『覇府地区』に関しては、以下の２研究を参照。

①王仲犖『北周地理志』〔下〕「東西魏北斉北周僑置六州考略序」中華書局　1980年

②注(2)④毛漢光氏研究

『覇府地区』は爾朱氏軍閥集団の本拠地であるが、同地域を治めた公的機関は、北道大行台、北道行台、并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾９州行台であろう。北道大行台、北道行台が統治した地区の範囲は、史乗に具体的に明記されていないが、北道大行台であった爾朱栄が529年５月に元顥討伐のため一時晋陽を離れた時に不穏となった管轄地区の秩序を立て直すために并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾９州行台に任命されたことに鑑みて、北道大行台・北道行台の管轄地区は并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾の９州であったと考えられる。覇府地区は北道大行台・北道行台の管轄した并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾の９州から成ると考えられる。但し北道大行台・北道行台の管轄地区の９州中、并・肆・汾３州を除く、６州に関しては、王仲犖氏の研究が参考になる。王氏は、以下の如く述べている。

旧都平城を包含した旧司州を、孝文帝代493年の洛陽遷都後洛陽周辺を司州と呼称したのに伴い、恒州と改名した。恒州東部を分けて、燕州を広寧郡に設置した。雲州は、雲中盛楽に設置した。孝明帝代524年六鎮の乱勃発後、六鎮中懐朔鎮に朔州を置き、懐荒鎮・禦夷鎮に蔚州を置いた。また汾州に顕州を僑置し、撫冥鎮・柔玄鎮鎮民を置いた。（①王仲犖氏書　1146頁）雲・恒・朔・燕・蔚・顕の６僑州中、朔州・蔚州・燕州の３州は旧鎮を境域としたのである。王仲犖氏は依拠した史料を明示してはいないが、『魏書』106上地形志上であることは、確かである。

但し９州の中、また『元和郡県図志』14　河東道３　雲州に「孝昌之際、乱離尤甚。恒（州）・代（州）之北、尽為邱墟。」とあることから、肆州より北に置かれた、旧北鎮の境域を含む、雲・恒・朔・燕・蔚・顕の６州は、北魏孝荘帝代の時点において六鎮の動乱により灰燼に帰して、住民は姿を消していたと考えられる。恐らくかかる状況に陥って、并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾９州行台、そして北道大行台の管轄下に入った雲・恒・朔・燕・蔚・顕の６州は、并・肆・汾３州内に安置された僑州であった可能性が高い。

ただ王氏は6州が僑置された時期については、相矛盾した見解を述べている。1つは、北魏は、雲・恒・朔・燕・蔚・顕6州を并・肆・汾3州内に僑置したとする説である。(①王仲犖氏書1149頁) 他の説は、雲・蔚・顕3州は北魏、恒・朔・燕3州は東魏であるとする。(同上書1149～1150頁) 相矛盾した見解を述べる原因は、依拠している史料が異なることにある。

前説は『魏書』75 爾朱天光伝「元顥入洛、(爾朱) 天光与 (元) 天穆会 (爾朱) 栄於河内 (郡)。(爾朱) 栄発之後、并 (州)・肆 (州) 不安。詔 (爾朱) 天光以本官兼尚書僕射、為并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾九州行台、仍行并州、委以安静之。」及び『魏書』58楊津伝「爾朱栄死也、以 (楊) 津為都督并・肆・燕・恒・雲・朔・顕・汾・蔚九州諸軍事、驃騎大将軍、兼尚書令、北道大行台、并州刺史。」を根拠に、北魏代に雲・恒・朔・燕・蔚・顕6州が并・肆・汾3州内に僑置されたと論じている。加えて、雲・恒・燕3州と沃野・懐朔・武川・撫冥・柔玄・懐荒6鎮が雲・恒・燕・朔・蔚・顕6州へと転化し、さらに并・肆・汾3州と合わさって9州となったと述べている。

後説は『魏書』106上　地形志上に拠っている。『魏書』106上　地形志上によると、僑置された時期は、蔚州・顕州は北魏孝荘帝代528年から534年までの間、雲州は北魏孝武帝代532年から534年までの間、恒州は東魏535年、朔州は北魏代か東魏代かは不明だが北魏孝明帝代524年以後である。燕州に関しては、『読史方輿紀要』40　山西2　太原府　壽陽県　馬首城の項が「又 (壽陽) 県西二十五里有燕州城。(壽陽) 県志云：『北斉置 (燕) 州於此、今名「烟竹邨」』。」と、北斉に置いたとするのを、東魏に置いたと推察して訂正している。

私は、北道大行台である爾朱栄が并州 (晋陽) を離れた直後、不穏な動きを示した北道大行台の管轄区域を抑える目的で、爾朱天光を并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾9州行台に任命した点からみて、孝荘帝代爾朱栄が北道大行台に就いた時点、あるいは在任していた期間において雲・恒・朔・燕・蔚・顕6州が僑置されたと考えたい。孝明帝代の六鎮

の乱発生後、北魏境域の北辺に位置する恒州・燕州・雲州、旧六鎮に置かれた朔州（旧懐朔鎮）・蔚州（旧懐荒鎮・旧禦夷鎮）・撫冥鎮・柔玄鎮から難を逃れてきた旧六鎮鎮民を含む５州州民・２鎮鎮民を北道大行台の管轄区域に収納していたと思われる。その点を考慮すると、北道大行台の管轄区域に６州中、『魏書』106上　地形志上の蔚州が北魏孝荘帝代に設置された、そして顕州が旧撫冥鎮・旧柔玄鎮鎮民を受け入れて北魏孝荘帝代に設置されたとする記述は正しいと思われる。しかしながら他の４州の設置時期に関して、北魏か東魏かは不明な朔州を除いて、雲州は北魏孝武帝代、恒州は東魏535年とする『魏書』106上　地形志上の記述、燕州は前に引用した、『読史方輿紀要』40　山西２　太原府　壽陽県　馬首城の項にある如く、北斉に置いたとする記述、それに対して東魏に置いたと推察した王仲犖氏の訂正は、いずれもさらに修正可能であると思われる。雲・恒・燕３州は孝荘帝代に僑置されて、それが爾朱氏軍閥集団が滅亡した後、北魏孝武帝代に旧六鎮鎮民を含む５州州民・２鎮鎮民を爾朱氏軍閥集団から引き継いだ高歓や東魏・北斉政権によって改めて僑置されたと考えられる。恐らく朔州も同様であろう。『魏書』106上　地形志上や『読史方輿紀要』40　山西２　太原府　壽陽県　馬首城の記述は、北魏孝荘帝代に設置した事実と設置箇所を落として、北魏孝武帝代・東魏代・北斉代に設置した事実のみを記したと推察される。以上の６州の中、雲・恒・燕３州の設置に関しては、『魏書』及び『読史方輿紀要』が引いた『壽陽県志』が拠った史料の撰者ができるだけ高歓及び東魏・北斉両政権の功績を際だたせるために、爾朱氏軍閥集団が政権を支配していた孝荘帝代において設置した事実を故意に隠したものと臆測される。雲・恒・朔・燕・蔚・顕６州は、上述した如くその設置時期を訂正可能であると仮に前提した上で、北魏孝荘帝代に北道大行台の管轄下の并州・肆州・汾州内のいずれかの州に僑置されたと考えられる。

『魏書』106上　地形志上及び『読史方輿紀要』40　山西２　太原府　壽陽県　馬首城の項記載の設置時期に関する雲・恒・燕３州の設置時期の記述は、上述した如く孝荘帝代に訂正可能であると思われるが、当該

２書に記された雲・恒・燕３州の寄治された時期における寄治された場所は正しいものと推察される。上記２書の記述に従って、雲・恒・燕３州も含んで、雲・恒・朔・燕・蔚・顕６州の寄治された時期と州域を確認して整理すると、以下の如くなる。孝荘帝代に寄治した場所が確認できるのは、北魏孝荘帝代は蔚州・顕州、孝武帝代は雲州、東魏孝静帝代は恒州・燕州、不明は朔州である。（蔚州・顕州・雲州・恒州・朔州は『魏書』106上　地形志上、燕州は『読史方輿紀要』40　山西２　太原府　壽陽県　馬首城の項及び注〔５〕①王仲犖氏書　1149頁参照）雲・恒・朔・燕・蔚・顕６州は并・肆・汾３州のいずれかの州に孝荘帝代に寄治されたと考えられるが、孝荘帝代の時点で州衙が設置された箇所が確認できるのは、蔚・顕２州のみである。蔚州は孝荘帝代に并州州域に、顕州は孝荘帝代に汾州州域に寄治された。他の７州は、雲州が孝武帝代に并州州域に、恒州が東魏孝静帝代に肆州州域に、燕州は并州州域に、朔州は并州州域に寄治された。北魏孝荘帝代に寄治箇所が明記されている蔚・顕２州を除いて、北魏孝荘帝代に寄治されたとみられる他の雲・恒・朔・燕４州の寄治された覇府地域内の州域については明記されておらず、判断を留保したい。

因みに上記６州の寄治された各州域内の箇所に関してさらに細かく確認できるのは、蔚州・顕州・恒州・燕州である。蔚州の寄治された箇所は、并州州域の鄔県県域内であり（『魏書』106上　地形志上　蔚州）、顕州は汾州州域内の六壁城に（『魏書』106上　地形志上　顕州）、恒州は肆州州域の秀容郡郡城に寄治し（『魏書』106上地形志上　恒州）、燕州は并州州城（晋陽県県城）の東方に各々寄治された。（『読史方輿紀要』40　山西２　太原府　壽陽県　馬首城、注〔５〕①王仲犖氏書　1149頁）

覇府地区を構成する９州中、并・肆・汾３州が６僑州を上回る重要拠点であろう。并・肆・汾３州の重要度を比較すると、河東地域の中心都市晋陽を抱えた并州が最枢要地であり、次に爾朱氏草創の地である肆州がこれに次ぎ、汾州は最も下位に位置していたとみて誤りないであろう。

(6)　北魏代の各交通路線は、州城を縫うように通っていたと推察される。爾朱

氏軍閥集団が構成員をその沿線地点に派遣した北魏代の各交通路線を再構成してみよう。

ところで、時代が下った唐代の交通路線に関しては、厳耕望氏が以下に掲げる労作『唐代交通図考』全6巻において詳密に復元した。

①厳耕望『唐代交通図考－京都関内区』1　中央研究院歴史語言研究所　1985年

②同『唐代交通図考－河隴磧西区』2　中央研究院歴史語言研究所　1985年

③同『唐代交通図考－秦嶺仇池区』3　中央研究院歴史語言研究所　1985年

④同『唐代交通図考－山剣滇黔区』4　中央研究院歴史語言研究所　1986年

⑤同『唐代交通図考－河東河北区』5　中央研究院歴史語言研究所　1986年

⑥同『唐代交通図考－河南淮南区』6　中央研究院歴史語言研究所　2003年

⑦同『唐代交通図考－第一至六巻引用書目及綱文古地名引得』　中央研究院歴史語言研究所　2006年

参考までに、厳氏の復元した唐代の交通路線を、その通過した州城を北魏代の州城・郡城・県城に比定した上で、掲げておく。

〔1〕　并州（晋陽）－洛陽路（太行山脈西麓南方東線）

北魏代の并州（晋陽）－洛陽路は、并州州城（晋陽県県城）を起点に、建州州城（高都県県城）を通過して、王都である河南尹の洛陽城に至ったとみられる。（并州〔晋陽〕－洛陽路〔太行山脈西麓南方東線〕上州郡県城比定表参照）

唐代では、并州州城（晋陽県県城）から洛陽城までの間の路線は、潞州州城（上党県県城）・沢州州城（晋城県県城）を通っていた。（厳氏①書　161－162頁及び図4参照。）（并州〔晋陽〕－洛陽路〔太行山脈西麓

南方東線〕上州郡県城比定表参照）

北魏代の汾州州衙は、488年に蒲子県県城に置かれたが、孝明帝代孝昌年間（525～527）に反乱軍の手に落ちた後、西河郡郡城（隰城県県城・旧茲氏県県城）に移った。（『魏書』106上　地形志上　汾州　西河郡）北魏代の路線では州城として機能しておらず、唐代の路線上州城として機能していた城郭は、潞州州城（上党県県城）であった。唐潞州州城（上党県県城）は、北魏代上党郡郡城（壺関県県城）として機能した。

北魏代の并州（晋陽）－洛陽路の終点である北魏洛陽城は、孝文帝代493年に平城から洛陽への遷都が定められた時に司州に改められ（『魏書』106中　地形志中　洛州）、495年に六宮・文武官をすべて平城から徙住させると河南尹が設置された。（『元和郡県図志』５　河南道１　河南府）東魏が534年に洛陽城から鄴城に遷都した後は、王都としての地位を喪失した。（『魏書』106上　地形志上　司州）鄴城への遷都と同時に、洛陽城には洛州が置かれ（『魏書』106中　地形志中　洛州）、北斉代も旧北魏洛陽城は洛州州城として役割を果たした。北斉が577年（承光元）に北周武帝により征服された後、北周宣帝代579年に旧北魏洛陽城である洛州州城に東京が置かれた。（『周書』７　宣帝紀　大象元年２月癸亥の条；『元和郡県図志』５　河南道１　河南府）隋文帝代は引き続き旧北魏洛陽城に東京が置かれていたが、煬帝代604年に旧北魏洛陽城の西20里の別地が新たに選ばれて着工し、605年に東京として完成した。（『元和郡県図志』５　河南道１　河南府；『元和郡県図志』５　河南道１　河南府　洛陽県　故洛陽城）

北魏代の路線においても、唐代の路線においても、州城として機能していたのは、并州州城（晋陽県県城）・建州州城（高都県県城）であった。北魏代の并州州城（晋陽県県城）・建州州城（高都県県城）は、唐代には各々并州城（晋陽県県城）・沢州州城（晋城県県城）であった。北魏代の路線は唐代の路線の起点である并州州城（晋陽県県城）、通過点である沢州州城（晋城県県城）を共通にしていたとみられ、終点である洛陽城は唐代の洛陽城とは位置を異にしていたのである。

并州（晋陽）－洛陽路（太行山脈西麓南方東線）上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
并州州城 （太原郡郡城・晋陽県県城）	并州州城 （晋陽県県城）	①『魏書』106上　地形志上 并州　太原郡　晋陽県 ②『元和郡県図志』13 河東道２　太原府　太原県 ③『元和郡県図志』13 河東道２　太原府　晋陽県
（并州） 上党郡郡城 （壺関県県城）	潞州州城 （上党県県城）	①『魏書』106上　地形志上 并州　上党郡　晋陽県 ②『元和郡県図志』15 河東道４　沢潞節度使 潞州　上党県
建州州城 （高都郡郡城・高都県県城）	沢州州城 （晋城県県城）	①『魏書』106上　地形志上 建州　高都郡 ②『元和郡県図志』15 河東道４　沢潞節度使 沢州　晋城県
河南尹城 （洛陽城）	洛陽故城	①『魏書』106中　地形志中 洛州 ②『元和郡県図志』５ 河南道１　河南府 ③『元和郡県図志』５ 河南道１　河南府　洛陽県 故洛陽城

〔２〕　并州（晋陽）－雍州路（太行山脈西麓南方西線）

北魏代、并州（晋陽）－雍州路は、并州州城（晋陽県県城）を起点に、蔚州州城・顕州州城・汾州州城・晋州州城（白馬城）・華州州城（華陰県県城）を通過して終点雍州州城（長安県県城）に至ったとみられる。

并州（晋陽）－晋州路線上の５州城の中、并州州城（晋陽県県城）以外の蔚州・顕州・汾州の位置については、とくに注意を払う必要がある。

蔚州の寄治された并州州域の鄔県某城（『魏書』106上　地形志上　蔚州）も、顕州が寄治された汾州州域内の六壁城（『魏書』106上　地形志上　顕州）も、并州州城（晋陽県県城）の南方に位置しており、并州（晋陽）－晋州路線上に位置を占めたと考えられる。（注［5］参照）

北魏代の汾州州衙は、山胡（稽胡）の反乱を避けて、移動した。以下、その移動の跡を確認してみよう。汾州州衙は、北魏代において先ず孝文帝代488年に蒲子県県城に置かれたが（『魏書』106上地形志上　汾州、『元和郡県図志』13　河東道２　隰州）、孝明帝代孝昌年間（525～527）に反乱軍の手に落ちた後、『魏書』106上　地形志上　汾州　西河郡に西河郡郡城（隰城県県城・旧茲氏県県城）に移ったと記されている。北魏代の汾州は、『魏書』106上　地形志上　汾州の条に、太武帝代434年に鎮すとある。但し名称は記載なし。『元和郡県図志』13　河東道２　汾州の条に、孝文帝代488年に吐京鎮を汾州に改めたとあるので、『魏書』106上　地形志上　汾州の条に、太武帝代434年に置いたとする鎮は吐京鎮である。それは、吐京鎮の境域を汾州に設けて汾州の境域としたことを意味するのであって、吐京鎮の治所に汾州州衙を置いて汾州州城としたことを意味しない。以下、北魏代の汾州城、とりわけ孝荘帝代の汾州州城の位置を検討するために、吐京鎮鎮衙と汾州州衙の設置箇所が異なることを確認することを以てその糸口としよう。

太武帝代434年に吐京鎮鎮衙が置かれた場所は、唐の隰州州城の西北90唐里の地にあった唐の石楼県県衙であった。（『元和郡県図志』13　河東道２　汾州）。唐の石楼県県城は、隋代から唐代まで引き続き、同一の城郭に置かれた。（『隋書』30　地理志中　龍泉郡　石楼県、『旧唐書』30　地理志３　河東道　隰州　石楼県、『新唐書』39　地理志３　河東道　隰州　大寧郡　石楼県）隋代の龍泉郡の石楼県県城には、過去北魏太武帝代448年に吐京郡郡衙が設置されたことがあった。（『魏書』106上地形志上　汾州　吐京郡、『隋書』30　地理志中　龍泉郡　石楼県）吐

京県県衙は設置年は不明だが、497年に嶺西県と言う旧名が吐京県に改められた。隋文帝代581年に吐京郡が廃止され、吐京県は598年に石楼県に県名が改められた。(『隋書』30　地理志中　龍泉郡　石楼県）そして、唐代も引き続き、石楼県県衙が隋の石楼県県城に置かれた。隋唐石楼県県城には、北魏代には吐京鎮鎮衙が太武帝代434年から孝文帝代488年が置かれ、並行して太武帝代448年から吐京郡郡衙が設置された。(『魏書』106上地形志上　汾州　吐京郡）吐京郡郡衙は、孝文帝代488年に吐京鎮が廃止された後も存続し、隋文帝代581年まで吐京県県城として機能した。また当該地には設置時期は不明で、吐京鎮鎮衙と同時に置かれていたか否かは分からないが、最初嶺西県県衙が置かれ、後に北魏孝文帝代488年に吐京鎮が廃止された後、497年に嶺西県が吐京県に改名され(『魏書』106上　地形志上　汾州　吐京郡吐京県)、隋代598年に吐京県が石楼県に名が改められて（『隋書』30　地理志中　龍泉郡　石楼県)、唐代まで石楼県県衙が置かれた。石楼県は、唐代には隰州大寧郡に属した。(『旧唐書』39　地理志２　河東道　隰州、『新唐書』39　地理志３　河東道　隰州　大寧郡）北魏代の汾州は、州衙が最初孝文帝代488年に漢の旧蒲子県県城に置かれた。(『魏書』106上　地形志上　汾州、『元和郡県図志』12　河東道１　隰州）漢の旧蒲子県県城には、唐代には隰川県県衙が置かれた。(『元和郡県図志』12　河東道１　隰州　隰川県）唐代隰川県は石楼県と同様に隰州大寧郡に属するが、隰川県県城と石楼県県城は言うまでもなく別の地にある城郭である。それ故、隰川県県城に北魏代に置かれた汾州州衙と、石楼県県城に北魏代に置かれた吐京鎮鎮衙とは、別の地にあったことは明らかである。

汾州は、その後州衙が移動した。孝明帝代孝昌年間（525～527）に反乱を起こした山胡の手に落ちた後、汾州刺史であった裴良は西河郡郡城に遁走するとともに、汾州州衙は西河郡郡城に移ったとされる。(『魏書』106上　地形志上　汾州　西河郡、『太平寰宇記』41　河東道２　汾州、『魏書』69　裴延儁伝、『北史』38同伝、『魏書』69裴良伝、『北史』38同伝）そして汾州州衙が移った西河郡郡城からも相前後して西河郡郡衙が

他の地に移されたのである。

次に北魏代の汾州州城、とりわけ孝荘帝代の汾州州城の位置を検討するために、北魏代の西河郡郡城の位置を検討しよう。

北魏代孝文帝484年に前漢武帝代に設置された後西晋の混乱により廃止された西河郡は復活し、その郡衙が漢の旧茲氏県県城に置かれた（『魏書』106上　地形志上　汾州　西河郡、『元和郡県図志』13　河東道２　汾州）漢の茲氏県県城は西晋代には県名が隰城県となると同時に、隰城県県城となった。（『元和郡県図志』13　河東道２　汾州　西河県）隰城県は北魏太武帝代太延年間（435～439）に什星軍に改められ、484年（太和８）に西河郡が置かれると同時に復活した。（『魏書』106上　地形志上　汾州　西河郡　隰城県）即ち漢の旧茲氏県県城には西河郡郡衙と隰城県県衙が兼置され、西河郡郡城は隰城県県城を兼ねたのである。西河郡郡衙は、西河郡郡城（隰城県県城・旧茲氏県県城）が孝明帝代526年（孝昌２）に山胡に落とされると、晋州平陽郡の境域に移された（『魏書』106上　地形志上　晋州　西河郡、『元和郡県図志』13　河東道２　汾州）新しい西河郡郡城は、隰城県県衙が置かれ、移動前と同様に隰城県県城を兼ねた。但し西河郡郡衙が晋州平陽郡の境域内の既存の城郭に移動したのか、新たに造成した城郭に移ったのか、いずれの地点に移動したかは不明である。ここで移動前の西河郡郡城と移動後の西河郡郡城を区別するために、前者を第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）と呼び、後者を第２西河郡郡城（新隰城県県城）と称することとする。

汾州州衙が移動した時期並びに場所を今１歩詰めて検討しよう。そのために、北魏孝明帝代に反旗を翻した汾州の山胡（稽胡）の動向に目を向けることとする。524年に汾州の正平郡・平陽郡の山胡が反乱を起こすと、元融（章武王）を大都督に任じて、裴延儁を西北道行台に任命してこれを討伐させた。（『魏書』９　粛宗紀　正光５年12月の条、『魏書』69裴延儁伝、『北史』38同伝、『魏書』69　裴良伝、『北史』38同伝、『資治通鑑』150　梁紀６　武帝普通５年12月の条）525年12月には山胡、即

ち汾州の稽胡劉蠡升が天子を自称し、百官を置いた。(『魏書』９　粛宗紀　孝昌元年12月の条、『北史』４　魏本紀４　孝昌元年12月の条、『資治通鑑』150　梁紀６　武帝普通６年12月の条）526年５月乙丑に安西将軍宗正珍孫が都督に任命されて劉蠡升を討伐した。(『魏書』９　粛宗紀孝昌２年５月乙丑の条、『資治通鑑』151　梁紀７　武帝普通７年５月乙丑の条）結局、東魏代535年３月に至って、高歓が劉蠡升を討平した(『魏書』12孝静紀　天平２年３月の条、『北史』５　魏本紀５　天平２年３月の条、『魏書』105之２　天象志２、『北斉書』２神武紀下　天平２年３月の条、『北史』６　斉本紀６　天平２年３月の条、『周書』49稽胡伝、『北史』96稽胡伝）汾州刺史裴良が西河郡郡城に逃走した後、526年６月に絳蜀陳双熾が反旗を翻し、始建王を称した。(『魏書』９粛宗紀孝昌２年６月己巳の条、『北史』４　魏本紀４　孝昌２年６月己巳の条）大都督の長孫稚及び宗正珍孫と対峙した末、同郷の河東郡汾陰県の薛脩義の説得を受け入れ、間もなく投降した。(『北斉書』20薛脩義伝、『資治通鑑』151　梁紀７　武帝普通７年６月の条）そして裴良は汾州刺史を解任された。(『魏書』69裴良伝）裴良が最初に汾州刺史として滞在していた時に、汾州州城（旧蒲子県県城）を攻めて来た山胡は、汾州の稽胡劉蠡升であろう。恐らく裴良が稽胡劉蠡升の攻撃を受けて、汾州州城（旧蒲子県県城）を棄てて西河郡郡城に逃れたのは、525年12月に稽胡の劉蠡升が天子を自称した後であろう。とすると、その時期は、526年正月から526年６月までの間ということになる。西河郡郡衙が526年に晋州平陽郡の境域に移った時期が526年の何時なのかは不明であるが故に、西河郡郡衙が第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）から晋州平陽郡の境域の第２西河郡郡城（新隰城県県城）に移った時期と汾州州衙が新旧いずれかの西河郡郡城に移った時期の先後関係は確定できないが、一応２通りの場合が考えられる。汾州州衙が移った時期が、１は西河郡郡衙が第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）から第２西河郡郡城（新隰城県県城）に移る前、２は526年西河郡郡衙が第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）から第２西河郡郡城（新隰城県

県城）に移った後である。かりに１の場合であったとしても、汾州州衙が第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）内に置かれた期間は、526年以内であり、西河郡郡衙が第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）から平陽郡境域内の第２西河郡郡城（新隰城県県城）に移るまでの１年以内の短時日にしか過ぎない。いずれにせよ528年４月に始まる孝荘帝代という時期には、汾州州衙はその設置箇所が太原府城南方に位置する晋州平陽郡の境域内の第２西河郡郡城（新隰城県県城）であったと見なして良いであろう。孝荘帝代において、第２西河郡郡城（新隰城県県城）が、汾州州城を兼ねていたとみられる。以下、漢の旧蒲子県県城に汾州州衙が置かれていた時期の汾州州城を第１汾州州城（旧蒲子県県城）と名付け、第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）に孝明帝代に短期間汾州州衙が置かれていた可能性の想定される汾州州城を仮に第２汾州州城（第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）と称し、第２西河郡郡城（新隰城県県城）に汾州州衙が置かれていた汾州州城を第３汾州州城（第２西河郡郡城・新隰城県県城）と呼んで区別する。

汾州州衙の移動先が第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）である場合、即ち第２汾州州城（第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）は、并州州城（晋陽県県城）と晋州州城（白馬城）との間に位置を占めたことになる。次に汾州州衙が存した第２西河郡郡城（新隰城県県城）の場合、即ち第３汾州州城（第２西河郡郡城・新隰城県県城）の占めた位置を考えてみよう。

孝荘帝代に北道大行台である爾朱栄が并州州城（晋陽県県城）を留守にした期間、爾朱天光が并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾９州行台として管轄した并・肆２州は相互に隣接していた。蔚州は并州州域内に置かれていた。蔚州は孝荘帝代に并州州域内に寄治され、また顕州は孝荘帝代に汾州に寄治されたことが確認できる。蔚州及び顕州以外の雲・恒・朔・燕４州が孝荘帝代に寄治された場所は確認できないが、并・肆・汾３州以内に寄治されていたとみられる。いずれにせよ、９州行台の管

轄区域は実質上并・肆・汾の３州内に集約されたとみられる。その中并・肆２州は南北に隣接していた。汾州は、并州に隣接する位置、それも南方に位置を占めていたとみてよいであろう。恐らく従来晋州州域が并州州域に南において隣接していたところから、汾州はその晋州州域の北側で并州州域に隣接する地域に置かれたと考えられる。とすれば、第３汾州州城（第２西河郡郡城・新隰城県県城）は晋州州城（平陽郡郡城）の北にあったと考えてよいであろう。即ち并州州城（晋陽県県城）－晋州州城（平陽郡郡城）の途上に位置していたとみられる。そして并州州城（晋陽県県城）－晋州州城（平陽郡郡城）の間にある第３汾州州城（第２西河郡郡城・新隰城県県城）に、顕州が寄治されたと考えられる。

以下、北魏孝明帝代に汾州州衙が并州州城（晋陽県県城）－晋州州城（平陽郡郡城）の間の第３汾州州城（第２西河郡郡城・新隰城県県城）に置かれた後、唐代に至るまでの彼地の州名の変更及び汾州州衙の遷転先を確認しよう。第３汾州州城（第２西河郡郡城・新隰城県県城）には北斉代に南朔州州衙が置かれ、北周武帝が北斉から同地を奪った後南朔州は廃止されたが、宣帝代には介州州衙が置かれ、隋煬帝代607年には介州が廃止された。第３汾州州城（第２西河郡郡城・新隰城県県城）には北魏孝明帝代に汾州州衙とともに西河郡郡衙が置かれて以来、介州が廃止された隋煬帝代607年まで西河郡郡衙が一貫して置かれていたが、隋煬帝代607年に北魏孝文帝代484年から孝明帝代526年まで西河郡郡衙が置かれた、第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）に西河郡郡衙が再び置かれ、新たに西河郡郡城として機能した。（『元和郡県図志』13　河東道２　汾州）同時に隰城県県衙が置かれ、隰城県県城としても機能した。因みに時代が下って粛宗代760年に隰城県が西河県に改名され、西河県県城となった。（『元和郡県図志』13　河東道２　汾州　西河県）その新たに西河郡郡衙が置かれた、第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）を、西河郡郡衙が第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）から一旦第２西河郡郡城（新隰城県県城）を経て再び第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）に戻ってきたことを示し、第

１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）・第２西河郡郡城（新隰城県県城）と区別するために、第１西河郡郡城（旧隰城県県城・旧茲氏県県城）と同一城郭であるが、再び隰城県県城となったことも併せて新新隰城県県城と表現して、第３西河郡郡城（新新隰城県県城・第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）と呼称したい。それは第２汾州州城でもあった。

介州以後再度西河郡郡衙が置かれた、第２汾州州城（第３西河郡郡城・新新隰城県県城・第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）には州名の変更に従って州衙名を記すと、唐初618年（武徳元）ないし619年には浩州州衙が置かれ（『元和郡県図志』13　河東道２　汾州）、620年には汾州州衙が置かれた。（『新唐書』39　地理志３　河東道　汾州西河郡、『元和郡県図志』13　河東道２　汾州）結局唐代の汾州州衙は、620年以後第２汾州州城（第３西河郡郡城・新新隰城県県城・第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）に置かれたのである。これを第４汾州州城（第２汾州州城・第３西河郡郡城・新新隰城県県城・第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）と名付けたい。

北魏代の并州州城（晋陽県県城）から晋州州城（白馬城）までの間の路線は、第１汾州州城（旧蒲子県県城）は通っていなかったと見られるが、第２汾州州城（第３西河郡郡城・新新隰城県県城・第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）及び第３汾州州城（新西河郡郡城・新隰城県県城）はその途上に位置を占めた。その間蔚州州城・顕州州州城を通過したものとみられる。とくに孝荘帝代には、并州州城（晋陽県県城）から蔚州州城（并州鄔県某城）・顕州州城（汾州六壁城）・第３汾州州城（新西河郡郡城・新隰城県県城）を通過して晋州州城（白馬城）に至ったとみられる。

唐代では、620年から638年までの間北魏代の晋州州城（白馬城）に晋州州衙が置かれていたが、638年に西南30里の位置にある北魏代の平陽郡郡城（平陽県県城）、即ち当時の臨汾県県城に移された（『太平寰宇記』43　河東道４　晋州）

唐代において并州州城（晋陽県県城）から晋州州城（白馬城、のち臨汾県城）までの間の路線は、并州州城（晋陽県県城）から冷泉駅・冷泉関まで汾水を挟んで南北２本の路線が確認される。即ち、北路は汾水以北を通り、第４汾州州城（第２汾州州城・第３西河郡郡城・新新隰城県県城・第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）を経由して、冷泉駅・冷泉関に至った。南路は汾水以南を通って冷泉駅・冷泉関に至った。冷泉駅・冷泉関からは道は１本となり、南下して晋州州城（白馬城、のち臨汾県県城）に至った。（厳氏①書　161－162頁及び図４参照。并州〔晋陽〕－雍州路［太行山脈西麓南方西線］上州郡県城比定表参照）

これを基に北魏代の并州州城（晋陽県県城）から晋州州城（白馬城）までの間の路線に汾州州城を位置づけてみると、汾水以北を通る北路は第２汾州州城（第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城・第４汾州州城）を経由して、唐の冷泉駅・冷泉関設置地に至る。南路は冷泉駅・冷泉関設置地に至るまで汾水以南を通った。恐らく第３汾州州城（第２西河郡郡城・新隰城県県城）は南北両路の合流点である唐の冷泉駅・冷泉関設置地よりさらに南の地点にあり、そこから南下して、晋州州城（白馬城）に至ったとみられる。

要するに、北魏孝荘帝代、并州（晋陽）－雍州路は、并州州城（晋陽県県城）を起点に、蔚州州城（并州鄔県某城）・顕州州城（汾州六壁城）・第２汾州州城（第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城・第４汾州州城）・晋州州城（白馬城）・華州州城（華山郡郡城・華陰県県城）を通過して終点雍州州城（長安県県城・漢長安城）に至ったとみられる。

并州（晋陽）－雍州路（太行山脈西麓南方西線）上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
蔚州州城 （并州鄔県某城）	該当城郭不明	①『魏書』106上　地形志上 蔚州 ②『隋書』30　地理志中 西河郡　平遥県 ③『元和郡県図志』13 河東道２　汾州
顕州州城 （汾州六壁城）	該当城郭不明	①『魏書』106上　地形志上 顕州 ②『元和郡県図志』13 河東道２　汾州
第２汾州州城 （第１西河郡郡城・旧隰城県県城・旧茲氏県県城）	第４汾州州城 （西河県県城）	①『魏書』106上　地形志上 汾州　西河郡 ②『太平寰宇記』41 河東道２汾州 ③『魏書』69　裴延儁伝 ④『北史』38同伝 ⑤『魏書』69裴良伝 ⑥『北史』38同伝 ⑦『魏書』106上　地形志上 汾州　西河郡　隰城県 ⑧『元和郡県図志』13 河東道２　汾州　西河県
第３汾州州城 （第２西河郡郡城・新隰城県県城）	該当城郭不明	①『魏書』106上　地形志上 晋州　西河郡 ②『元和郡県図志』13 河東道２　汾州
（晋州） 平陽郡郡城	晋州州城 （臨汾県県城）	①『魏書』106上　地形志上 晋州　西河郡　隰城県

(平陽県県城)		② 『元和郡県図志』12 河東道1　晋州　平陽県
晋州州城 (白馬城)	晋州州城 (白馬城) (620～638)	①『魏書』106上　地形志上 晋州 ②『旧唐書』39　地理志2 晋州 ③『太平寰宇記』43 河東道4　晋州　(「平陽郡城〔平陽県城〕の東北30里」と記述)
華州州城 (華山郡郡城・華陰県県城)	同州州城 (馮翊県県城)	①『魏書』106上　地形志上 華州　華山郡　華陰県 ②『隋書』29　地理志上 馮翊郡　馮翊県 ③『旧唐書』38　地理志1 同州　馮翊県 ④『新唐書』37　地理志1 同州馮翊郡 ⑤『太平寰宇記』28 関西道4　同州
雍州州城 (京兆郡郡城・長安県県城・漢長安城)	長安故城	①『魏書』106上　地形志上 雍州　京兆郡　長安県 ②『隋書』29　地理志上 京兆郡 ③『旧唐書』38　地理志1 京兆府 ④『新唐書』37　地理志1 同州　馮翊郡 ⑤『元和郡県図志』1 関内道1　京兆府　長安県 ⑥『太平寰宇記』25 関西道1　雍州

〔3〕 洛陽－雍州－原州－涼州路

北魏代では洛陽城から涼州州城までの間の路線が通過する州城を復元すると、東雍州州城・雍州州城（漢長安城）・涇州州城（臨涇県県城）・豳州州城（彭陽県県城）・原州州城（高平県県城）ということになろう。

唐代では、洛陽城から涼州州城（姑藏県県城）までの間の路線は、洛陽城から嘉祥駅まで南北２路に分かれ、嘉祥駅から西は雍州州城（唐長安城）まで路線が１本となる。その通過する州城は陝州州城（陝県県城）・華州州城（鄭県県城）であった。雍州州城（唐長安城）から涼州州城（姑藏県県城）までは、途中の会州州城（会寧県県城）まで北路と南路に分かれた。北路が通過する州城は、邠州州城（新平県県城）・涇州州城（保安県県城）・原州州城（平高県県城）・会州州城（会寧県県城）であった。南路が通過する州城は、鳳翔府府城（天興県県城）・隴州州城（汧原県県城）・秦州州城（上邽県県城）・渭州州城（襄武県県城）・臨州州城（狭道県県城）・蘭州州城（金城県県城）であった。（唐洛陽城から唐長安城までの路線に関しては、上記厳氏①書84－88頁及び図２参照。唐長安城から涼州州城までの路線に関しては、厳氏②書416－419頁及び図８参照。洛陽－雍州－原州－涼州路上州郡県城比定表参照）

唐代の路線を基に、北魏代の洛陽城から涼州州城（唐涼州州城）までの間の路線中、爾朱氏軍閥集団構成員が派遣された原州を通る北路が通過する州城・郡城を復元すると、恒農郡郡城（唐陝州州城）・東雍州州城（唐華州州城）・雍州州城（漢長安城）・漢漆県故城（唐邠州州城）・涇州州城（唐涇州州城）・原州州城（唐原州州城）・平涼郡郡城（唐会州州城）ということになる。

唐代の邠州州城（新平県県城）は、漢代の漆県故城であるが、北魏代には州衙・郡衙・県衙のいずれかの衙門が設置された痕跡が認められない。（『魏書』106下　地形志下　涇州　新平郡、『元和郡県図志』３　関内道３　邠寧節度使　邠州）

洛陽－雍州－原州－涼州路上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
(陝州) 恒農郡郡城 (弘農郡郡城・陝中県県城)	陝州州城 (陝県県城)	①『魏書』106下　地形志下 陝州　恒農郡　陝中県 ②『元和郡県図志』6 河南道2　陝州　陝県
東雍州州城	華州州城 (鄭県県城)	①『元和郡県図志』2 関内道2　華州　鄭県 ②『太平寰宇記』29 関西道5　華州
雍州州城 (京兆郡郡城・長安県県城)	漢長安故城	①『元和郡県図志』1 関内道1　京兆府　長安県 ②『太平寰宇記』25 関西道1　雍州　長安県
(岐州) 平秦郡郡城 (雍県県城)	岐州州城 (天興県県城)	①『魏書』106下　地形志下 岐州　平秦郡 ②『元和郡県図志』2 関内道2　鳳翔府　長安県 ③『太平寰宇記』30 関西道6　鳳翔府　天興県
涇州州城 (臨涇県県城)	涇州州城 (保定県県城)	①『魏書』106下　地形志下 涇州　安定郡 ②『元和郡県図志』3 関内道3　涇原節度使　涇州 ③『太平寰宇記』32 関西道8　涇州
豳州州城 (西北地郡郡城・彭陽県県城)	(寧州) 彭原県県城	①『魏書』106下　地形志下 豳州　西北地郡　彭陽県 ②『隋書』29　地理志上 北地郡　彭原県 ③『旧唐書』38　地理志1 寧州　彭原県

		④『新唐書』37　地理志１ 寧州　彭原郡　彭原県 ⑤『元和郡県図志』３　関内道３　邠寧節度使　寧州 ⑥『太平寰宇記』34 関西道10　寧州
漢漆県故城	豳州州城（邠州州城） （新平県県城）	①『魏書』106下　地形志下 涇州　新平郡 ②『元和郡県図志』３ 関内道３　邠寧節度使　邠州
原州州城 （高平郡郡城・高平県県城）	原州州城 （平高県県城）	①『魏書』106下　地形志下 原州　高平郡 ②『元和郡県図志』３ 関内道３　涇原節度使　原州
（河州） 金城郡郡城 （楡中県県城）	蘭州州城 （金城県県城）	①『魏書』106下　地形志下 河川　金城郡　楡中県 ②『隋書』29　地理志上 金城郡　金城県 ③『太平寰宇記』151 隴右道２　蘭州
（河州） 武始郡郡城 （狄道県県城）	臨州州城 （狄道県県城）	①『魏書』106下　地形志下 河州　武始郡　狄道県 ②『隋書』29　地理志上 隴西郡　襄武県 ③『旧唐書』40　地理志３ 臨州下都督府　狄道県 ④『新唐書』40　地理志４ 臨州　狄道郡　狄道県 ⑤『元和郡県図志』39 隴右道上　臨州　狄道県 ⑥『太平寰宇記』151 隴右道２　蘭州　狄道県

(涇州) 平涼郡郡城 (鶉陰県県城)	会州州城 (会寧県県城)	①『魏書』106下　地形志下 涇州　平涼郡　鶉陰県 ②『元和郡県図志』4 関内道4　会州 ③『太平寰宇記』37 関西道13　会州
涼州州城 (武威郡郡城・襄城県県城)	涼州州城 (姑臧県県城)	①『隋書』29 地理志上 武威郡 ②『元和郡県図志』40 隴右道　下　涼州

〔4〕 洛陽－雍州－鄯州路

北魏代では洛陽城から鄯州城までの間の路線が通過する州城を復元すると、洛陽－雍州－原州－涼州路の説明で既に述べた洛陽城・東雍州州城・雍州州城（長安県県城・漢長安城）に加えて、岐州州城（雍城鎮）・東秦州州城（隴東県県城・漢汧県故城）・秦州州城（上封県県城・上封鎮）・渭州州城（襄武県県城）・河州州城（枹罕城）・鄯州州城（西都県県城）ということになろう。

唐代では、洛陽城から鄯州州城までの間の路線中、洛陽城から雍州州城（唐長安城）までの路線は、洛陽－雍州－原州－涼州路の説明で既に述べたので、省略する。雍州州城（長安県県城）から鄯州州城（湟水県県城）までの間、臨州州城（狭道県県城）までは雍州－涼州路の南路と重なる。即ち雍州州城（長安県県城・唐長安城）から臨州州城（狭道県県城）まで、鳳翔府府城（天興県県城）・隴州州城（汧原県県城）・秦州州城（上邽県県城）・渭州州城（襄武県県城）を通過して、臨州州城（狭道県県城）以西は河州州城を通って鄯州州城（湟水県県城）に至った。

（洛陽城から長安県県城までの路線に関しては、上記厳氏①書84－88頁及び図2参照。雍州州城［唐長安城］から涼州州城までの路線に関しては、厳氏②書416－419頁及び図8参照。洛陽－雍州－鄯州路上州郡県城比定表参照）

唐代の路線を基に、北魏代の洛陽城から雍州州城（漢長安城）を経由して鄯州州城（西都県県城）までの路線が通過する州城・郡城を復元すると、唐鳳翔府城と異なる位置にあった岐州州城（雍城鎮）を除いて、それは東秦州州城（唐隴州州城）・秦州州城（唐秦州州城）・渭州州城（唐渭州州城）・武始郡郡城（唐臨州州城）・河州州城（唐河州州城）ということになる。

唐代の鳳翔府府城（天興県県城）は、北魏代487年に先に太武帝が築いた雍城鎮を州城として設けられた岐州の境域に属したが、北魏代の岐州州城（雍城鎮）の西５里の位置にあった。隋代583年に岐州の治所を天興県県城に移した。(『元和郡県図志』２　関内道２　鳳翔府　天興県)唐代の鳳翔府城（天興県県城）に該当する箇所には、北魏代州城・郡城・県城が存在しなかったのである。

唐代の河州州城（枹罕県県城）は、漢代の枹罕県県城であった（『元和郡県図志』39　隴右道上　河州　枹罕県、『太平寰宇記』154　隴右道５　河州)。北魏代にも唐代に先立って同城に河州州衙が置かれたが、『魏書』106下　地形志下　河州には、「河州」の下に「治枹罕」と記されてはいるが、管轄下の金城郡・武始郡・洪和郡・臨洮郡の４郡に県名として記されてはおらず、県衙は置かれていなかったとみられる。

洛陽－雍州－鄯州路上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
該当城なし	鳳翔府府城 （天興県県城）	①『魏書』106下　地形志下 岐州 ②『元和郡県図志』2 関内道2　鳳翔府　天興県
岐州州城 （雍城鎮）	該当城なし	①『魏書』106下　地形志下 岐州 ②『魏書』106下　地形志下 岐州　平秦郡　雍県 ③『隋書』29　地理志上 扶風郡　雍県 ④『旧唐書』38　地理志1 鳳翔府　天興県 ⑤『新唐書』37　地理志1 鳳翔府　扶風郡
東秦州州城 （隴東郡郡城・隴東県県城・漢汧県故城）	隴州州城 （汧源県県城）	①『魏書』106下　地形志下 雍州　扶風郡 ②『魏書』106下　地形志下 岐州 ③『隋書』29　地理志上 扶風郡　汧源県 ④『旧唐書』38　地理志1 鳳翔府　天興県 ⑤『新唐書』37　地理志1 鳳翔府　扶風郡 ⑥『元和郡県図志』2 関内道2　隴州　汧源県 ⑦『太平寰宇記』32 関西道8　隴州
秦州州城 （天水郡郡城・上封県県城または上封鎮）	秦州州城 （上邽県県城）	①『魏書』106下　地形志下 秦州　天水郡　上邽県 ②『隋書』29　地理志上 天水郡　上邽県

		④『旧唐書』38　地理志1 鳳翔府　天興県 ⑤『新唐書』37　地理志1 鳳翔府　扶風郡 ⑥『元和郡県図志』39 隴右道上　秦州　上邽県
渭州州城 (襄武県県城)	渭州州城 (襄武県県城)	①『魏書』106下　地形志下 秦州　天水郡　上邽県 ②『隋書』29　地理志上　隴西郡　襄武県 ③『元和郡県図志』39 隴右道上　渭州　襄武県 ④『太平寰宇記』151 隴右道2　渭州
河州州城 (枹罕城)	河州州城 (枹罕県県城)	①『魏書』106下　地形志下 河州 ②『隋書』29　地理志上 枹罕郡　枹罕県 ③『元和郡県図志』39 隴右道上　河州　枹罕県 ④『太平寰宇記』154 隴右道5　河州
鄯州州城 (西都県県城)	鄯州州城 (湟水県県城)	①『隋書』29　地理志上 西平郡　湟水県 ②『元和郡県図志』39 隴右道上　鄯州 ③『太平寰宇記』154 隴右道5　鄯州　湟水県

〔5〕　洛陽－雍州－東益州路

北魏代の洛陽－雍州－東益州路線上の州城を復元すると、洛陽－雍州－原州－涼州路の説明で既に述べた洛陽城・東雍州州城・雍州州城（長安

県県城・漢長安城）・岐州州城（雍城鎮）に加えて、南岐州州城（梁泉県県城）・東益州州城（武興県県城）ということになる。

唐代では、洛陽城から興州州城（順政県県城）までの間の路線は、洛陽城から雍州州城（唐長安城）を経由して興州州城（順政県県城）に至る。洛陽城から雍州州城（唐長安城）までの路線は洛陽－雍州－原州－涼州路の説明で既に述べたので、省略する。唐の興州州城（順政県県城）は、秦嶺山脈の南面に位置していた。雍州州城（唐長安城）から興州州城（順政県県城）に至る路線は、鳳翔府城（天興県県城）・散関・鳳州州城（梁泉県県城）を通過した。（上記厳氏③書　750－751頁参照。洛陽－雍州－東益州路上州郡県城比定表参照）

唐代の路線を基に、北魏代の洛陽城から雍州州城（漢長安城）を経由して東益州州城（唐興州州城）までの路線が通過する州城・郡城を復元すると、洛陽－雍州－鄯州路を検討した際に確認した如く、唐鳳翔府府城と異なる位置にあった岐州州城（雍城鎮）を除いて、それは南岐州州城（唐鳳州州城）ということになる。因みに北魏の東益州州城（武興県

洛陽－雍州－東益州路上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
南岐州州城 （固道郡郡城・梁泉県県城）	鳳州州城 （梁泉県県城）	①『魏書』106下　地形志下 南岐州　固道郡 ②『隋書』29　地理志上　河池郡　梁泉県 ③『元和郡県図志』22 山南道３　鳳州　梁泉県 ④『太平寰宇記』134 山南西道５　鳳州
東益州州城 （武興郡郡城・武興県県城）	興州州城 （順政県県城）	①『魏書』106下　地形志下 東益州　武興郡 ②『元和郡県図志』22 山南道３　興州

県城）は、唐代には興州州城（順政県県城）となる。（『魏書』106下　地形志下　東益州州城　武興郡、『元和郡県図志』22　山南道３　興州）

山東地域は、河北地方・淮北地方・河南地方に分けられる。河北地方は、幽州－洛陽路（太行山脈東麓線）沿線地方の幽州・定州・殷州・相州・司州である。

〔６〕　幽州－洛陽路（太行山脈東麓線）

北魏代の幽州－洛陽路線上の州城は、幽州州城（薊県県城）・定州州城（盧奴県県城）・殷州州城（広阿県県城）・相州州城（鄴県県城）である。

唐代では、幽州州城（薊県県城）から洛陽城までの間の路線は、涿州州城（范陽県県城）・易州州城（易県県城）・定州州城（安喜県県城）・趙州州城（平棘県県城）・相州州城（安陽県県城）・衛州州城（汲県県城）・孟州州城（河陽県県城）を通過した。（幽州州城から洛陽城までの間の路線に関しては、上記厳氏⑤書　1513－1523頁、1531－1546頁、図18及び図19参照。幽州－洛陽路上州郡県城比定表参照）

唐代の路線の幽州州城（薊県県城）から洛陽城までの間の路線が通過していた涿州州城（范陽県県城）・易州州城（易県県城）・定州州城（安喜県県城）・趙州州城（平棘県県城）・相州州城（安陽県県城）・衛州州城（汲県県城）・孟州州城（河陽県県城）を、北魏代の州城・郡城・県城と比定すると、北魏代と唐代とでは幽州－洛陽路上の州の設置状況が異なる。また北魏代と唐代のいずれの時代にも置かれた同一名を冠した州城であっても位置が異なるものも認められる。北魏代に幽州－洛陽路上の州は、起点幽州と終点洛陽の間に定州・殷州・相州があったにしか過ぎない。殷州はその後南趙州に改名され、２度目の改称で趙州と命名された後、隋煬帝代605年に廃止された。（『隋書』30　地理志中　趙郡　大陸県）唐代では殷州が無くなっており、涿州・易州・定州・趙州・相州・衛州・孟州が置かれた。北魏代と唐代の幽州－洛陽路上の州城は起点たる幽州州城と通過点の１である定州州城は同一であったが、上述した如く終点である洛陽城、さらに相州州城は、北魏代と唐代とでは位

置が異なる。

北魏代と唐代とでは相州州衙が置かれた城郭の異なる相州州城の位置を確認してみよう。唐代では、相州州城は安陽県県城を兼ねていた。(『旧唐書』39　地理志２　相州　安陽県）唐代の相州州城（安陽県県城）は、北周以前から存在した安陽故城であった。安陽故城が州城・郡城・県城として機能した時期は、不明である。史乗に戦国時代に魏の寧新中邑であったが、秦の昭襄王に攻略されて、安陽と改名され、前漢初期に廃止されたとある。(『元和郡県図志』16　河北道１　相州　安陽県）『漢書』28上下　地理志上下には安陽が県名として記されていないが、恐らく秦から前漢初期までの間に後の所謂安陽故城に安陽県が置かれて廃止されたとみられる。『後漢書』郡国志２には安陽が県名として記されていないが、その後曹魏代に安陽県が廃止されて鄴県に併合されたと記されている点からみて（『旧唐書』39　地理志２　相州　安陽県)、前漢代あるいは後漢代に安陽県が復活して、曹魏代に廃止されたと考えられる。西晋代には魏郡に安陽県が設置されたが（『晋書』14　地理志上司川　魏郡　安陽県)、秦代・前漢代・後漢代に安陽県が設けられた城郭から西南３里の位置に安陽県県城が建てられて（『元和郡県図志』16　河北道１　相州　安陽県)、魏郡に属した（『太平寰宇記』55　河北道４　相州　安陽県)。北魏代には安陽県は廃止されて蕩陰県に合併された。(『太平寰宇記』55　河北道４　相州　安陽県）西晋の安陽県県城は、秦代・前漢代・後漢代に安陽県県衙が置かれた城郭とは別個の城郭であり、秦代・前漢代・後漢代に安陽県県衙が置かれた城郭が安陽県廃止後は安陽故城と呼称されたものと思われる。

安陽故城が相州の治所となったのは北周代580年であった。この時、鄴城から相州の州衙が安陽故城に移されて（『元和郡県図志』16　河北道１　相州)、安陽故城にさらに鄴県県衙も置かれて鄴県県城となった(『旧唐書』39　地理志２　相州　鄴県)。鄴県県城となった安陽故城は隋代に安陽県県城に改められたが（『旧唐書』39　地理志２　相州　安陽県)、その時期は590年であった。(『元和郡県図志』16　河北道１　相

州　安陽県）即ち北周代580年から隋代590年までの間、安陽という名称は、県名としては消滅した。590年以後、安陽故城は名称の上で相州州城であり、安陽県県城となったのである。

一方、鄴城は前漢代から北斉代までの間魏郡郡衙・鄴県県衙が置かれ、魏郡郡城・鄴県県城として役割を果たした。（『元和郡県図志』16　河北道１　相州　鄴県）（鄴城の歴史については、村田治郎『中国の帝都』綜芸舎　1981年　60～62頁、68頁、86～88頁参照）その間北魏代には道武帝により401年に相州が置かれた（『魏書』106上　地形志上　司州）。東魏が534年に洛陽から遷都して司州尹及び魏尹が置かれた（『魏書』106上　地形志上　司州及び『魏書』106上　地形志上　司州　魏尹、『太平寰宇記』55　河北道４相州）。北斉代550年には受禅に伴って魏尹が清都尹に改められ（『元和郡県図志』16　河北道１　相州、『太平寰宇記』55　河北道４　相州）、577年には北周が北斉を征服して、魏尹を相州に改めて鄴県県城に置いた（『元和郡県図志』16　河北道１　相州、『太平寰宇記』55　河北道４　相州）。北周代580年には上述した如く、相州州衙が鄴城から安陽故城に移された上、安陽故城も鄴県県衙が置かれて鄴県県城として機能するようになった。そして楊堅（のちの隋文帝）により焼かれて、破却された（『旧唐書』39　地理志２　相州　鄴県）。鄴故城は、霊芝県と改められた（『隋書』30　地理志中　魏郡）。破壊された鄴城の跡地に霊芝県県衙が建てられたものと思われる。隋文帝代590年には鄴県県城と呼ばれた旧安陽城が安陽県県城に名称を復活させるのと並行して、霊芝県は再び鄴県と改名された（『隋書』30　地理志中　魏郡）その後、煬帝代はじめ、恐らく604年ないし605年に旧鄴城内にあった大慈寺に鄴県県衙が置かれた（『旧唐書』39　地理志２　相州　鄴県）。唐太宗代634年には治所として小城が建設された（『旧唐書』39　地理志２　相州　鄴県）。その新鄴県県城の地は、旧鄴城から西50歩の位置にあった（『元和郡県図志』16　河北道１　相州　鄴県）。結局、北周代580年には上述した如く、相州州衙が鄴城から安陽故城に移された後、相州州衙は北魏代に相州州衙が設置された旧鄴城・新鄴城のいず

れにも置かれることはなかった。

要するに、北魏代と唐代の相州州衙の設置箇所を確認すると、北魏代には鄴県県城に置かれていたが、唐代にはその南の安陽県県城に置かれたのである。

唐代の路線の幽州州城（薊県県城）から洛陽城までの間の路線が通過していた涿州州城（范陽県県城）・易州州城（易県県城）・定州州城（安喜県県城）・趙州州城（平棘県県城）・相州州城（安陽県県城）・衛州州城（汲県県城）・孟州州城（河陽県県城）は、各々北魏代の范陽郡郡城（唐涿州州城）・范陽郡固安県県城（唐易州州城）・定州州城（唐定州州城）・殷州趙郡郡城（唐趙州州城）・相州魏郡安陽県県城（唐相州州城）・河内郡汲県県城（唐衛州州城）・河内郡北中城（唐孟州河陽県県城）となる。北魏代の相州州城（北魏鄴県県城・東魏鄴県県城・北斉鄴県県城・

幽州－洛陽路上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
幽州州城 （燕郡郡城・薊県県城）	幽州州城 （薊県県城）	①『魏書』106上　地形志上 幽州　燕郡　薊県 ②『隋書』30　地理志中 涿郡　薊県 ③『旧唐書』39　地理志２ 幽州都督府　薊県 ④『新唐書』39　地理志３ 幽州　范陽郡　薊県 ⑤『元和郡県図志闕巻逸文』１ 河北道１　幽州　薊県 ⑥『太平寰宇記』69 河北道18　幽州　薊県
（幽州） 范陽郡郡城 （涿県県城）	（幽州） 范陽県県城 （769年以後涿州州城〔范陽県県城〕）	①『魏書』106上　地形志上 幽州　燕郡　薊県 ②『隋書』30　地理志中 涿郡　涿県

		③『旧唐書』39　地理志２ 涿州　范陽県 ④『新唐書』39　地理志３ 涿州　范陽県 ⑤『太平寰宇記』70 河北道19　涿州
(幽州) 范陽郡固安県県城	易州州城 (易県県城)	①『魏書』106上　地形志上 幽州　范陽郡　固安県 ②『隋書』30　地理志中 涿郡　固安県 ③『旧唐書』39　地理志２ 易州　易県 ④『新唐書』39　地理志３ 易州　上谷県 ⑤『元和郡県図志』18　河北道 ３　易定節度使　易州　易県 ⑥『太平寰宇記』67　河北道 17　易州　易県
定州州城 (中山郡郡城・盧奴県県城)	定州州城 (安喜県県城)	①『魏書』106上　地形志上 定州　盧奴県 ②『隋書』30　地理志中 博陵郡　鮮虞県 ③『旧唐書』39　地理志２ 定州　安喜県 ④『新唐書』39　地理志３ 定州　博陵郡 ⑤『元和郡県図志』18　河北道 ３　易定節度使　定州　安喜県 ⑥『太平寰宇記』62　河北道11 定州　安喜県
(殷州) 趙郡郡城 (平棘県県城)	趙州州城 (平棘県県城)	①『魏書』106上　地形志上 殷州　趙郡　平棘県 ②『隋書』30　地理志中

		趙郡　平棘県 ③『旧唐書』39　地理志２ 趙州　平棘県 ④『新唐書』39　地理志３ 趙州　趙郡 ⑤『元和郡県図志』17　河北道２　恒冀節度使 趙州 平棘県 ⑥『太平寰宇記』60　河北道９ 趙州　平棘県
殷州州城 （南趙郡広阿県県城）	（趙州） 大象県県城 （742年昭慶県県城に改名）	①『魏書』106上　地形志上 殷州　南趙郡　広阿県 ②『隋書』30　地理志中 趙郡　大陸県 ③『旧唐書』39　地理志２ 趙州　昭慶県 ④『新唐書』39　地理志３ 趙州　趙郡　昭慶県 ⑤『元和郡県図志』17 河北道２　趙州　昭慶県 ⑥『太平寰宇記』60 河北道９　趙州　昭慶県
安陽故城	相州州城 （安陽県県城）	①『魏書』106上　地形志上 司州 ②『隋書』30　地理志中 魏郡　安陽県 ③『旧唐書』39　地理志２ 相州　鄴県 ④『新唐書』39　地理志３ 相州　鄴郡 ⑤『元和郡県図志』16 河北道１　相州　安陽県 ⑥『太平寰宇記』55 河北道４　相州　安陽県

相州州城 （魏郡郡城・鄴県県城）	（相州） 鄴県故城	①『魏書』106上　地形志上 司州　魏尹　鄴県 ②『隋書』30　地理志中 地理志中　魏郡　鄴県 ③『旧唐書』39　地理志２ 相州　鄴県 ④『新唐書』39　地理志３ 相州　鄴郡 ⑤『元和郡県図志』16 河北道１　相州　鄴県 ⑥『太平寰宇記』55 河北道４　相州　鄴県
（司州） 汲郡郡城 （汲県県城）	衛州州城 （汲県県城）	①『魏書』106上　地形志上 司州　汲郡　汲県 ②『隋書』30　地理志中 汲郡　汲県 ③『旧唐書』39　地理志２ 衛州　汲県 ④『新唐書』39　地理志３ 衛州汲郡 ⑤『元和郡県図志』16 河北道１　衛州　汲県 ⑥『太平寰宇記』56 河北道５　衛州　汲県
（司州） 河内郡河陽県県城	孟州州城 （河陽県県城）	①『魏書』106上　地形志上 懐州　河内郡　河陽県 ②『隋書』30　地理志中 河内郡　河陽県 ③『旧唐書』39　地理志２ 孟州　河陽県 ④『新唐書』39　地理志３ 孟州

		⑤『元和郡県図志』5 河南道1　河南府　河陽県 ⑥『太平寰宇記』52 河北道1　孟州　河陽県

北周霊芝県県城・隋文帝代鄴県県城）は、唐相州州城の北に位置し、唐鄴県県城から東、目睫の距離である僅か50歩の所にあった。この点を踏まえて、北魏代の幽州－洛陽路を唐代の同路線と比較して改めて確認すると、その通過する州城は定州州城（唐定州州城）・殷州州城（唐趙州大象県県城〔後に742年昭慶県県城になる〕）・相州州城（旧鄴城）ということになる。

〔7〕 洛陽－徐州－東徐州路

北魏代の洛陽－徐州－東徐州路線上の州城は、洛陽城から東徐州州城までの中間には、徐州州城が存在したのみである。孝荘帝代当時起点洛陽城を境域に包含する司州が493年洛陽遷都以来置かれていた。（『魏書』106中　地形志中　洛州）その東南には徐州が後漢以来置かれていた。（『魏書』106中　地形志中　徐州　彭城郡　彭城県）さらに東徐州が孝明帝代525年以来存在していた。司州・徐州・東徐州の境域が西から東に向かって隣接していたのである。北魏代洛陽－徐州－東徐州路線上の州城は、起点である洛陽城を除くと、徐州州城（彭城郡郡城・彭城県県城）（『魏書』106中　地形志中　徐州　彭城郡　彭城県）・東徐州州城（下邳郡郡城・下邳県県城）（『魏書』106中　地形志中　徐州　下邳郡　下邳県）であった。

北魏代の徐州州城（彭城郡郡城・彭城県県城）は、隋文帝代583年にはそれまで州・郡・県の3段階であった地方行政区画中、郡が廃止されたが（『隋書』1　高祖紀　開皇3年11月甲午の条）、その改革により、彭城郡が廃止されて徐州州城（彭城県県城）となった。（『隋書』31　地理志下　彭城郡　彭城県）煬帝代607年には郡が復活して、替わって州

が廃止された。(『隋書』３　煬帝紀　大業３年４月壬辰の条）徐州州城（彭城県県城）も徐州が廃止され、彭城郡が再び置かれ、彭城郡郡城（彭城県県城）となった。(『隋書』31　地理志下　彭城郡　彭城県、『旧唐書』38　地理志１　徐州　彭城県、『元和郡県図志』９　河南道５　徐州　彭城県）唐代には621年に徐州が置かれて徐州州城（彭城県県城）となり（『旧唐書』38　地理志１　徐州　彭城県、『元和郡県図志』９　河南道５　徐州　彭城県)、742年に至って徐州が彭城郡に改められ、彭城郡郡城（彭城県県城）となった。(『旧唐書』38　地理志１　徐州　彭城県、『新唐書』38　地理志２　徐州彭城郡）

北魏代の東徐州州城（下邳郡郡城・下邳県県城）は、北周代には邳州州城（下邳郡郡城・下邳県県城）となった。(『隋書』31　地理志下　下邳郡　下邳県、『旧唐書』38　地理志１　徐州　下邳県、『元和郡県図志』９　河南道５　泗州　下邳県）隋文帝代583年には上述した如く、それまで州・郡・県の３段階であった地方行政区画中、郡が廃止された。(『隋書』１　高祖紀　開皇３年11月甲午の条）その改革により、邳州州城（下邳郡郡城・下邳県県城）は、下邳郡が廃止されて邳州州城（下邳県県城）となった。(『隋書』31　地理志下　下邳郡　下邳県）さらに煬帝代607年には郡が復活して、替わって州が廃止された。(『隋書』３　煬帝紀　大業３年４月壬辰の条）邳州州城（下邳県県城）も邳州が廃止された。(『隋書』31　地理志下　下邳郡　下邳県、『旧唐書』38　地理志１　徐州　下邳県、『元和郡県図志』９　河南道５　泗州　下邳県）583年に廃止された下邳郡が復活したが、郡衙は宿豫県県城に置かれた。(『隋書』31　下邳郡　宿豫県）結局、隋煬帝代607年まで邳州州城（下邳県県城）であった城郭は、州衙も郡衙も置かれない下邳県県城となった。(『隋書』31　地理志下　地理志中　下邳郡）唐代では、高祖代621年に邳州が復活して、下邳県県城は邳州州城（下邳県県城）となり（『旧唐書』38　地理志１　徐州　下邳県、『新唐書』38　地理志２　徐州　彭城郡　下邳県)、太宗代627年には邳州が廃止されて再び州衙のない下邳県県城となり、泗州に所属した。(『旧唐書』38　地理志１　徐州

洛陽－徐州－東徐州路上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
(司州) 東中郎将府府城 (〔495年～534年〕虎牢城)	鄭州州城 (〔621年～633年〕虎牢城)	①『魏書』106中　地形志中 北豫州 ②『隋書』30　地理志中 滎陽郡　汜水県 ③『旧唐書』38 地理志１　鄭州 ④『新唐書』38　地理志２ 鄭州　滎陽郡 ⑤『元和郡県図志』８ 河南道４　鄭州 ⑥『太平寰宇記』９ 河南道９　鄭州
(司州) 滎陽郡中牟県県城	鄭州州城 (〔633年以後〕管城県県城)	①『魏書』106中　地形志中 北豫州　広武郡　中牟県 ②『隋書』30　地理志中 滎陽郡　管城県 ③『旧唐書』38　地理志１ 鄭州　管城県 ④『新唐書』38　地理志２ 鄭州　滎陽郡 ⑤『元和郡県図志』８ 河南道４　鄭州　管城県 ⑥『太平寰宇記』９ 河南道９　鄭州　管城県
(南袞州) 陳留郡郡城 (浚儀県県城)	汴州州城 (旧浚儀県県城)	①『魏書』106中　地形志中 梁州　陳留郡　浚儀県 ②『隋書』30　地理志中 滎陽郡　浚儀県 ③『旧唐書』38　地理志１ 汴州　浚儀県 ④『新唐書』38　地理志２ 汴州　陳留郡 ⑤『元和郡県図志』７

		河南道３　汴州　浚儀県 ⑥『太平寰宇記』１ 河南道２　東京上 開封府　鄭州　浚儀県
該当城なし	汴州州城 （〔627年以後〕新浚儀県県城）	『旧唐書』38　地理志１ 汴州　浚儀県
（南袞州） 梁郡睢陽県県城	宋州州城 （宋城県県城）	①『魏書』106中　地形志中 南兗州　梁郡　睢陽県 ②『隋書』30　地理志中　梁郡 宋城県 ③『旧唐書』38　地理志１ 宋州　宋城県 ④『新唐書』38　地理志２ 宋州　睢陽郡　宋城県 ⑤『元和郡県図志』７ 河南道３　宋州　宋城県 ⑥『太平寰宇記』12 河南道12　宋州　宋城県
徐州州城 （彭城郡郡城・彭城県県城）	徐州州城 （彭城県県城）	①『魏書』106中　地形志中 徐州　彭城郡　彭城県 ②『隋書』31　地理志下 彭城郡　彭城県 ③『旧唐書』38　地理志１ 徐州　彭城県 ④『新唐書』38　地理志２ 徐州　彭城郡　彭城県 ⑤『元和郡県図志』９ 河南道５　徐州　彭城県 ⑥『太平寰宇記』15 河南道15　徐州　彭城県
東徐州州城 （下邳郡郡城・下邳県県城）	下邳県県城	①『魏書』106中　地形志中 徐州　下邳郡　下邳県 ②『隋書』31　地理志下

		地理志中　下邳郡 ③『旧唐書』38　地理志２ 徐州　下邳県 ④『旧唐書』38　地理志２ 泗州 ⑤『新唐書』38　地理志２ 徐州　彭城郡　下邳県 ⑥『元和郡県図志』９ 河南道５　泗州　下邳県 ⑦『太平寰宇記』15 河南道15　徐州 ⑧『太平寰宇記』16 河南道16　泗州 ⑨『太平寰宇記』17 河南道17　淮陽軍

下邳県、『旧唐書』38　地理志１　泗州、『新唐書』38　地理志２　徐州　彭城郡　下邳県）泗州の治所は、621年に泗州が置かれてから735年に臨淮県県城に移されるまで宿預県県城に置かれていた。（『旧唐書』38　地理志１　泗州、『新唐書』38　地理志２　徐州　彭城郡　下邳県、『元和郡県図志』９　河南道５　泗州　下邳県）憲宗代809年には徐州に属した。（『旧唐書』38　地理志１　徐州　下邳県、『新唐書』38　地理志２　徐州　彭城郡　下邳県）下邳県県城は627年に邳州が廃止された後は、唐代においては再び州衙が置かれ州城として機能することはなかった。

唐代において、北魏代の洛陽－徐州－東徐州路線と重なる路線は、上で見た北魏以後の徐州・東徐州に設置された州郡県衙の変遷を踏まえて見ると、洛陽－徐州－下邳県路となる。洛陽－徐州－下邳県路線の上にある州城は、鄭州・汴州・宋州の３州城が増えて、鄭州州城（虎牢城・管城県県城）・汴州州城（旧浚儀県県城・新浚儀県県城）・宋州州城（宋城県県城）・徐州州城（彭城県県城）である。（北魏代の洛陽－徐州－東徐州路に相当する、唐代の洛陽－徐州－下邳県路に関しては、上記厳氏

⑥書1793－1817頁、1846－1847頁、1917頁、1983頁、2119－2121頁参照。洛陽－徐州－東徐州路上州郡県城比定表参照）

〔8〕 洛陽－南兗州路

北魏代の洛陽－南兗州路線上の州城は、終点の南兗州州城（譙城）以外存在しない。

北魏代の南兗州は（『魏書』106中　地形志中　南兗州）、北周代に亳州に改名された後（『隋書』30　地理志中　譙郡）、隋代では譙郡となり（『隋書』30　地理志中　譙郡）、唐代では亳州（『旧唐書』38　地理志１　亳州　譙県、『新唐書』38　地理志２　亳州　譙郡、『元和郡県図志』７　河南道３　亳州　譙県、『太平寰宇記』12　河南道12　亳州）となった。

唐代の、北魏代の洛陽－南兗州路線の相当する洛陽－亳州路は、２路線あったと推察される。その通過する州城は、１つ目の路線は、鄭州州城（虎牢城・管城県県城）・汴州州城（旧浚儀県県城・新浚儀県県城）・宋州州城（宋城県県城）である。これは、洛陽－徐州－東徐州路と重なる。２つ目は、汝州州城（梁県県城）・許州州城（長社県県城）・陳州州城（宛丘県県城）である。なお終点は、いずれも亳州州城（譙県県城）である。北魏代の南兗州州城は『譙城』であったが（『魏書』106中　南兗州）、当時『譙県』は設置されていなかった（『元和郡県図志』８　河南道３　亳州　譙県、『太平寰宇記』12　河南道12　亳州　譙県）。隋文帝代583年に陳留郡の小黄県を亳州に帰属させ（『元和郡県図志』８　河南道３　亳州　譙県）、煬帝代607年に名称を譙県に改めたのであった（『隋書』30　地理志中　譙郡　譙県）。

（唐代の洛陽－南兗州路に関しては、厳氏⑥書　1846－1847頁、1847頁、1853頁、1854頁、1869－1872頁、1899頁参照。洛陽－南兗州路上州郡県城比定表参照）

洛陽－南兗州路上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
(某州) 汝北郡梁県県城	汝州州城 (梁県県城)	①『魏書』106中　地形志中 北荊州　汝北郡　梁県 ②『隋書』30　地理志中 襄城郡　梁県 ③『旧唐書』38 地理志1 汝州　梁城 ④『新唐書』38 地理志2 汝州　臨汝郡　下邳県 ⑤『元和郡県図志』6 河南道2　汝州　梁県 ⑥『太平寰宇記』8 河南道8　汝州　梁県
(鄭州) 潁川郡長社県県城	許州州城 (長社県県城)	①『魏書』106中　地形志中 鄭州　潁川郡　長社県 ②『隋書』30　地理志中 潁川郡　潁川県 ③『旧唐書』38 地理志1　許州　長社県 ④『新唐書』38　地理志2 許州　潁川郡　長社県 ⑤『元和郡県図志』6 河南道2　汝州　梁県 ⑥『太平寰宇記』8 河南道8　汝州　梁県
〔宋・梁〕 南梁郡陳県県城 (東魏孝静帝代535年梁より帰属して設置した北揚州北丹陽郡境域内に所属)	陳州州城 (宛丘県県城)	①『宋書』36　州郡志2 南豫州　南梁郡　陳県 ②『魏書』106中　地形志中 北揚州　陳郡　項県 ③『隋書』30　地理志中 淮陽郡　宛丘県

		④『旧唐書』38　地理志１ 陳州　宛丘県 ⑤『新唐書』38　地理志２ 陳州淮陽郡　宛丘県 ⑥『元和郡県図志』８ 河南道４　陳州　宛丘県 ⑦『太平寰宇記』10 河南道10　陳州　宛邱県
南兗州州城 （譙城）	亳州州城 （譙県県城）	①『魏書』106中　地形志中 南兗州 ②『隋書』30　地理志中 譙郡　譙県 ③『旧唐書』38 地理志１ 亳州　譙県 ④『新唐書』38　地理志２ 亳州譙郡譙県 ⑤『元和郡県図志』８ 河南道３　亳州　譙県 ⑥『太平寰宇記』12 河南道12　亳州　譙県

〔９〕　洛陽－広州路

北魏代の洛陽－広州路路線上の州城は、終点の広州州城（魯陽郡郡城）以外存在しない。

北魏代の広州州城（魯陽郡郡城）は、広州州城となるに先立って、孝文帝代487年に魯陽鎮が置かれ、494年には荊州州城に改められ、498年には荊州が廃止されて、魯陽郡郡衙が置かれて魯陽郡郡城となった。（『魏書』106中　広州　魯陽郡、『元和郡県図志』６　河南道２　汝州　魯山県）魯陽県は設置時期は不明であるが、同時に北山県に改められた。（『元和郡県図志』６　河南道２　汝州　魯山県）その後孝荘帝代永安年間（528～530）に広州が設置されて広州州城（魯陽郡郡城・北山県県城）

となったが、隋代文帝代583年には魯陽郡が廃止されて広州は伊州に改名され、煬帝代605年には汝州に改名され、607年には汝州が廃止された。それと同時に襄城郡が置かれて、北山県は魯県に改められたと思われる。その結果、襄城郡魯県県城となったのであろう。(『隋書』30　地理志中　襄城郡　魯県。注〔5〕①王仲犖氏書427頁では、上記の『隋書』の該当箇所において、北魏が魯陽郡を立てた後に魯州を置いた旨が記されているが、「魯州」は「広州」の誤りと断定している。これに、従う。) 唐代には621年には魯州魯山県となったが、627年に魯州が廃止されて一旦伊州に属した後、634年には伊州が汝州に改称され、汝州魯山県県城となった。(『旧唐書』38 地理志1　汝州　魯山県、『新唐書』38　地理志2　汝州臨汝郡魯山県、『太平寰宇記』8　河南道8　汝州　魯山県)。唐代において、北魏代の洛陽－広州路に相当する、洛陽－魯山県線上の州城は、中間の汝州州城（梁県県城）のみである。(『旧唐書』38　地理志1　汝州　梁県、『新唐書』38　地理志2　汝州臨汝郡　梁県、『元和郡県図志』6　河南道2　汝州　梁県、『太平寰宇記』8　河南道8　汝州　梁県）唐代において、魯山県県城は　洛陽城から汝州州城（梁県

洛陽－広州路上州郡県城比定表

北魏代州郡城	唐代州郡城	典　　拠
広州州城 (魯陽郡郡城・北山県県城)	(汝州) 魯山県県城	①『魏書』106中　地形志中 広州　魯陽郡 ②『隋書』30　地理志中 襄城郡　魯県 ③『旧唐書』38 地理志1 汝州　魯山県 ④『新唐書』38　地理志2 汝州　臨汝郡　魯山県 ⑤『元和郡県図志』6 河南道2　汝州　魯山県 ⑥『太平寰宇記』8 河南道8　汝州　魯山県

県城）を介して鄧州州城（穰県県城）に至る中間点に位置した。（『元和郡県図志』21　山南道２　鄧州穰県）、（唐代において、北魏代の洛陽－広州路に相当する、洛陽－魯山県路に関しては、厳氏⑥書1846－1848頁、1860頁、1864－1869頁、1917頁参照。洛陽－広州路上州郡県城比定表参照）

(7) 肆州の治所が九原城に設置されたのは、北魏宣武帝代（499～512）から東魏535年までである。（注〔５〕①王仲犖氏書876～877頁参照）

(8) 汾州州城の位置については、注(6)〔２〕并州（晋陽）－晋州路（太行山脈西麓南方西線）の部分参照。

(9) 侯淵は、燕州刺史に任命された時に、従来の燕州の地には赴かず、定州または覇府地区内に居たと思われる。燕州は、525年８月に上谷郡において反旗を翻し、真王という年号を立てた柔玄鎮民杜洛周により包囲され（『魏書』９粛宗紀　孝昌元年秋８月の条）、翌526年５月に陥落した（『魏書』９粛宗紀　孝昌２年５月戊申の条）。当時燕州刺史崔秉は、燕州の城民を率いて定州中山に遁走した。（同上）東魏天平中（534～537）に燕州の治所が幽州宣都城に設けられ、流民となった燕州の城民はそこに置かれた。（『魏書』106上　地形志上　東燕州）その間、燕州の城民が居を定めた地は不明であるが、少なくとも従来の燕州の地ではなかろう。526年５月に陥落した直後は燕州の城民は、暫く定州に居たものと思われる。558年９月侯淵は爾朱栄に従って葛栄を滏口で討った後、燕州刺史に任命された。（孝荘帝代在覇府地区爾朱氏軍閥集団構成員官職就任者一覧表〔第Ⅱ表〕参照）

ところで爾朱天光は529年５月に爾朱栄が洛陽を侵した元顥を討伐すべく晋陽を離れた後529年７月まで、燕州を含む并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾９州行台として留守を預かった。

燕州州民が覇府地区内に移った場所と時期については、注(5)で述べた如く、王仲榮氏は『壽陽県志』の記述を根拠に、場所は并州に設置したと述べ、設置時期については、北斉に置いたとするのを、東魏に置いたと推察して訂正している。（注〔５〕①王仲犖氏書）だが、設置時期については、

爾朱天光が任命された９州行台の管轄下に燕州を含んでいた点を考慮すると、燕州州民が爾朱天光が９州行台に任命される529年５月以前に定州から覇府地区に移り、僑州が設置された可能性がある。燕州の設置箇所については、并州に置いた可能性が高く、否定できないが、『壽陽県志』に記されている箇所は北斉代の設置箇所であり、王仲犖氏の述べる如く東魏代に該当箇所に設置されたにせよ、北魏孝荘帝代に所謂『燕州城』に置かれたと論断する根拠とはならないように思われる。燕州の設置箇所は、并・肆・汾３州のいずれかの州とは論断せず、以上の３州から成る覇府地区としておきたい。

侯淵は558年９月燕州刺史として燕州州民を統率した地は定州または并・肆・汾３州から成る覇府地区のいずれかの地であろう。侯淵の燕州刺史在任期間は528年８月から529年９月までであるが、最初に定州において燕州刺史として燕州州民を統率した後に并州に移ったか、あるいは最初から覇府地域において燕州州民を統率したかのいずれかであろう。実際のところ、いずれとも決しがたいが、どちらにせよ晩くとも爾朱天光が并・肆・雲・恒・朔・燕・蔚・顕・汾９州行台に任命された529年５月以後、529年９月まで覇府地区内において燕州刺史として燕州刺史を統轄したと考えられる。

(10) 平州刺史・大都督に任ぜられた侯淵が、范陽郡に駐屯したことは、以下の記事を参照。

『魏書』80侯淵伝「及（529年７月〔永安２〕）（孝）荘帝還宮、（爾朱）栄令（侯）淵進討韓楼。（略）去薊（城）百餘里、値賊帥陳周馬歩万餘、（侯）淵遂潜伏以乗其背、大破之、虜其卒五千餘人。尋還其馬仗、縦令入城。（侯）淵度其已至、遂率騎夜集、昧旦、叩其城門。韓楼果疑降卒為（侯）淵内応、遂遁走、追擒之。以勲進爵為侯、増邑八百戸。尋詔（侯）淵以本将軍為平州刺史・大都督、仍鎮范陽（郡）。

及爾朱栄之死也、范陽（郡）太守盧文偉誘（侯）淵出獵、閉門拒之。」

(11) 祝総斌「関於北魏行台的両箇問題」（『周一良先生八十生日紀念論文集』中国社会科学出版社　1993年、のち『材不材齋文集－祝総斌学術研究論文集』〔下〕〔中国古代政治制度研究〕三秦出版社　2006年）参照。

この他行台に関しては、以下の研究がある。

①古賀昭岑「北朝の行台について　その一」(『九州大学東洋史論集』3 1974年)

②同「北朝の行台について　その二」(『九州大学東洋史論集』5 1977年)

③同「北朝の行台について　その三」(『九州大学東洋史論集』7 1979年)

④牟発松「北朝行台地方官化考略」(『文史』33　1990年)

⑤陳仲安・王素『漢唐職官制度研究』(中華書局　1993年　195～212頁)

〔付記〕『北魏孝荘帝代爾朱氏軍閥集団再論－王都－覇府体制を焦点にして－』(2)は『琉球大学法文学部人間科学科紀要　人間科学』第23号(2009年3月刊行予定)に掲載予定である。